### I 各取組共通事項

### 第1 対象地域

1 産地基幹施設等支援タイプ (以下「本対策」という。)の主たる受益地は、原則として、 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業 振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑 地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の(1)スマート農業実践施設の整備並びに1の(1)及び2のウの耕種作物産地基幹施設整備の(ケ)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びに工の畜産物産地基幹施設整備のうち(ア)から(キ)まで並びに(2)の工からカまでに係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- 2 本対策において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。
- (2) 実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする(ただし II-1 の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。)。

### 第2 取組の概要等

1 取組の概要

取組の概要は、II-1の第1、II-2の第1及びII-3の第1に定めるところによるものとする。

- 2 取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度
- (1) 取組の実施基準及び成果目標の基準 取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、II-1の第2、II-2の第2及びII-3の第2に定めるところによるものとする。
- (2) 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度(複数年度にわたって実施する事業にあっては 事業完了年度とする。以下同じ。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

- ア 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。
- イ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の工の畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。
- ウ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。
- エ 本要綱別表1のIのX=ューの欄の1の(2)のオについては、事業実施年度から 3年以内とする。
- オ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)の

うち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、事業実施年度から5年以内 とする。

カ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(オ)のうち土づくりの取組(被災農地の地力回復)については、事業実施年度から3年後とする。

### 3 取組の実施期間

- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び(2)のエ及びカに係る取組については、3年以内とすることができる。
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、5年以内とすることができる。
- (3) 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。
- (4) (1) から(3) までに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

### 第3 事業実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成及び提出
- (1) 事業実施主体は、別表3に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画 を作成するものとする。
- (2)事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長(一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。)とする。以下同じ。)を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町 村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

ア 事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合 イ その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合

- (3) (2) の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業 実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に 提出するものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県 知事に提出するものとする。
- 2 都道府県計画の作成及び提出
- (1) 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等(北海道にあっては農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、(1) の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別紙様式1号及び別紙様式2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体(別表1の1の事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同

- じ。)として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式3号による協議も 併せて行うものとする。
- ア 都道府県計画に地域提案が含まれる場合
- イ 都道府県が事業実施主体である場合
- ウ 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)及び3の(5)に定める総事業費に満たないものの、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合
- (3)地方農政局長等は、(1)及び(2)の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

(4) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行 うものとする。

- ア 成果目標の変更
- イ 地域提案の事業内容の変更
- ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- 3 事業実施状況の報告等
- (1)事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表4に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、1に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとする。なお、(2) による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、(3) に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体 ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

### 4 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表4に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を1に準じて都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。 ア 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(0)のうち茶の優良品種系 統等への改植の場合及び工の畜産物産地基幹施設整備のうち(0)から(0) から(0) までに ついては、事業実施年度から04年度目

イ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種 系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目

- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとし、(2) に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する 検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要 に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告 するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又 は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目 標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、2の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものと する。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) 農産局長等は、(4) の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な本対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- (7) 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を 取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

なお、都道府県知事及び地方農政局長等は、点検評価の結果後、成果目標が達成されていない状態が続いている場合は、当該事業実施主体が次年度以降同一の品目・地区において施設整備する場合、厳格な審査を行うものとする。

(8) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

### 第4 指導等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の 関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進 指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な 実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 対策の適正な執行の確保
- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

### 第5 附带事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2 分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表5に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表6に定めるとおりとする。

### 第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に 必要な経費について、別記1又は農産局長等が別に定めるところにより交付金を交付する ものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準 じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるも のとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

### 第7 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業(有機農業を除く。)の推進に関する施策
- 8 株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金) など農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 13 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 14 スマート農業の推進に関する施策
- 15 農福連携の推進に関する施策
- 16 有機農業の推進に関する施策
- 17 土づくりの推進に関する施策
- 18 みどりの食料システム戦略に関する施策

### 第8 取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設(以下「基幹施設」という。)の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の

公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産物の基幹施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を 作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周 辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

### 2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### 3 周辺景観との調和

基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に 努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

基幹施設を整備した事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、基幹施設等を利用する事業の受益者が、農産にあっては農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあってはGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

6 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に 努めるものとする。

- (1) 都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- (3)農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

### 7 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)に基づきA分類(再生利用が可能な荒廃農地)に区分された荒廃農地の活用についての方針を積極的に進め方通知に定める「実質化された人・農地プラン」に任意記載事項として記載し、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

## 8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイョウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

### 10 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る基幹施設整備(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。)は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知)に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

#### 11 GAPへの対応

本対策において基幹施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

- 12 本対策の実効性確保に向けた対応
  - (1) 市町村長は、人・農地プランの実質化の過程において、地域の話合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。
  - (2) 事業実施主体は、第3の1の事業実施計画の策定に当たり、(1)の実質化された人・農地プランとの間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。
- 13 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)に基づき、 農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創 出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努 めるものとする。

### 14 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業 実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

### 15 PF I 法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用に努めるものとする。

# 16 関係法令の遵守

本対策において基幹施設を整備する場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

### 17 みどりの食料システム戦略の推進

基幹施設を整備した事業実施主体は、受益者に対し生産活動に伴う環境負荷低減等の取組の実施について働きかけるよう努めるものとする。

### 18 推進指導等

(1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切

な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1) に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

### 19 管理運営

### (1)管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した基幹施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### (2) 管理委託

基幹施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が基幹施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、 実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保され る場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

### (3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、基幹施設等の管理、処分等において適切な 措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することと し、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、以下により厳正に行うものとする。

ア 本対策に要する事務費(都道府県が行う補助事業に要する事務費及び市町村が行う間接交付事業に関する指導、監督、調査等に要する事務費。以下「事務費」という。) については、次により区分経理を明確にしておくものとする。

なお、区分経理が不明確なため、その確認が困難なもの等については、今後、法令 等の定めるところにより厳正にその処置を講じることとなる。

- (ア) 国庫補助事業分と都道府県の単独事業分に区分すること。
- (イ) 原則として交付決定単位ごとに経理すること。
- (ウ)事務費の経理は、別表6に定める区分により、支払いの都度、経費を各事業ごと に区分し、支出命令書等及び補助簿に記載して行うこと。

なお、事務費の執行が、複数課にまたがる場合にあっては、主たる課において交付決定単位に係る事務費の総額について、経理を行うこと。

- (エ) 都道府県が当該都道府県の出先機関に事務費を令達する場合にあっては、当該令 達の内訳を明示するとともに、その使途内容についても定期的に提出させ、把握整 理しておくこと。
- イ アによるほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号) 第3条第4号に定める補助金調書を作成し、これの保管が義務付けられているため、 必ず整備し、当該補助事業に係る収入及び支出を明確にしておくものとする。
- ウ 間接補助事業者に交付される補助金についても、ア及びイの趣旨に準じ、その指導、 監督に十分配慮するものとする。

# (6) 対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

# 20 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け 57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。 メニュー

事業実施計画に記載すべき項目

- 産地競争力の 強化
- (1)産地収益力の 強化に向けた総 合的推進
- 1 産地競争力の 1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)の1のIの産地競争力の強化を目的とする取 組用に規定されている項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配 分基準について(令和4年4月1日付け3農産第2895号農林水産省農産局 長、農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。)に定める 成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事 業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するもの とする。

3 費用対効果に関する項目

強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について(令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。

また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。

5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目

農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用(再編合理化等)を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。

6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」 等を記載するものとする。

7 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、 機械ごとに整理)

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

8 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目

事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値 化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組む ことについて記載するものとする。 9 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(26)の要件を満たし、又は満たす ことが確実であることについて記載するものとする。

(1) GAP認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されている ことについて記載するものとする。

(3) 有機 JAS等認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

- (4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の内容を記載する ものとする。
- 10 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-1の第2の1の(29)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエについては、必要としない。

11 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記10II-10第2010(30)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

12 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記10 II - 1 の第2 0 1 0 (31) の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検」及び「青果物流通の合理化に向けた行動方針」(参考様式1 号)を添付するものとする。

- 13 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目 配分基準通知の別表5の(2)の要件を満たしていることについて記載 又は根拠資料を添付するものとする。
- 14 農福連携の取組に関する項目

配分基準通知の別表2の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。

15 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

# (2)産地合理化の 推進

(2)産地合理化の 1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)の1のIの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理 経費の低減、取扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付 すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった 推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況 について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出 根拠も合わせて記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。

5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」 等を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、必要としない。

6 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、 機械ごとに整理)

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

7 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII-2の第2の1の(21)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業については、必要としない。

8 環境負荷軽減等等の要件に関する項目

本要綱別記10 II - 20第2010(22)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

9 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目

本要綱別記10 II - 20第2010(23)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針(参考様式1 号)」を添付するものとする。

10 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

# みどりの食料システム戦略の 推進

1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式1号の1の(2)のⅡのみどりの食料システム戦略の推進を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。

ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった 推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況 について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出 根拠も併せて記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。

また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。

5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目

農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用(再編合理化等)を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。

6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」 等を記載するものとする。

7 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、 機械ごとに整理)

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

- 8 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(17)の要件を満たし、又は満たす ことが確実であることについて記載するものとする。
- (1) GAP認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されている ことについて記載するものとする。
- (3) 有機 JAS等認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

- (4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の内容を記載する ものとする。
- 9 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII - 3の第2の1の(24)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、別表1のIのメニューの欄の2のイ及びエについては、必要としない。

10 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記10II - 30第2010(25)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

11 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記 $1 \, \sigma \, \mathbb{I} - 3 \, \sigma \, \hat{\mathbf{n}} \, 2 \, \sigma \, 1 \, \sigma \, (26) \, \sigma$ 要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針(参考様式 $1 \, \mathbf{g}$ )」を添付するものとする。

12 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記1のII - 3の第2の1の(27)の要件を満たし、又は満たす ことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JA S認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものと する。

13 土づくりの取組に関する項目

本要綱別記1のII - 3の第2の(28)の要件を満たしていることについ て記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、 土づくりの取組推進計画を添付するものとする。

14 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

### 別表4(産地基幹施設等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告)

### メニュー

# 事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目

- 強化
- 強化に向けた 総合的推進
- 1 産地競争力の 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1に規定されている項目を含み記載するものとする。
- (1)産地収益力の 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交 えて、具体的に記載するものとする。
  - 3 事業実施状況に関する詳細な項目

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの飼料作物作付及び 家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産 地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施 設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び 「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。

4 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要が ある場合)」について記載するものとする。

5 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目

事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値 化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組む ことについて記載するものとする。

6 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(26)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

(1) GAP認証の取得

認証取得の状況について記載するものとする。

- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。
- (3)有機JAS等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。
- (4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の状況について記

載するものとする。

7 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(29)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表3のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合 的推進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものに ついては、必要としないものとする。

8 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(30)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

- 9 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII - 1の第2の1の(31)の要件について、目標年度まで の青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。
- 10 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。
- 11 農福連携の取組

障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するも のとする。

12 その他事業実施状況報告に必要な項目

# 促進

- (2) 産地合理化の 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1に規定されている項目を含み記載するものとする。
  - 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交 えて、具体的に記載するものとする。
  - 3 事業実施状況に関する詳細な項目

「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」に ついて、事業実施後の状況を記載するものとする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の才及びカの事 業については、必要としないものとする。

4 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要が ある場合) 」について記載するものとする。

5 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のII - 2 の第2 の1 の (21) について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表3のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計 画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としな いものとする。

6 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-2の第2の1の(22)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

7 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目

本要綱別記1のII - 2の第2の1の(23)の要件について、目標年度まで

の青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。

8 その他事業実施状況報告に必要な項目

# システム戦略の 推進

みどりの食料 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1に規定されている項目を含み記載するものとする。

- 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交 えて、具体的に記載するものとする。
- 3 事業実施状況に関する詳細な項目

本要綱別表1のIのメニューの欄の3の(1)のイの飼料作物作付及び 家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産 地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施 | 設整備にあっては「利用量 | 、「利用率 | 、「収支差 | 、「収支率 | 及び 「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。

4 事業の効果及び改善方策に関する項目

「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要が ある場合) 」について記載するものとする。

5 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII - 3の第2の1の(17)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

(1) GAP認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。

- (2) HACCP及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。
- (3) 有機 JAS等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。
- (4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の状況について記 載するものとする。
- 6 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記10II - 30第2010(24)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

ただし、本要綱別表3のメニューの欄のみどりの食料システム戦略の推 進の事業実施計画に記載すべき項目の9のただし書に掲げるものについ ては、必要としないものとする。

7 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(25)について、事業実施後の状況 がわかる資料を添付するものとする。

8 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII - 3 の第2 の1 の(26) の要件について、目標年度まで の青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。

9 有機農業の取組に関する項目

本要綱別記1のII - 3の第2の1の(27)の要件を満たし、又は満たす ことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JA S認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものと

する。

10 土づくりの取組に関する項目

本要綱別記10 II - 30第2010(28)の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。

11 その他事業実施状況報告に必要な項目

## 別表5 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の率)

	附带事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

# 別表6 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準)

	区	分		内 容
旅			費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費)
				日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のため
				の管内出張旅費)
				委員等旅費(委員に対する旅費)
				会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃		金	等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対
				して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用
				に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給			料	会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与
報			酬	会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う報酬
職	員 月	手 当	等	会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿
				日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域
				手当、初任給調整手当及びへき地手当
				会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当
報	償	į	費	謝金
需	用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
				燃料費 (自動車等の燃料費)
				食糧費(当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
				印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
役	彩	务	費	修繕費 (庁用器具類の修繕費)
使	用料及	び賃信	<b></b>	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
備	品與	購 入	費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市	町村附	带事	务費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
				当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、
				需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

### Ⅱ 産地競争力の強化

### Ⅱ-1 産地収益力の強化に向けた総合的推進

### 第1 取組の概要

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組の概要については、次に掲げるものとする。

1 土地利用型作物(稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)、豆類(大豆、 雑豆及び落花生をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米(輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。)の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と 実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消 を中心とした需要拡大等を推進。

土地利用型作物の種子(原種及び原原種を含む。)については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上等を推進。

2 畑作物・地域特産物(いも類、甘味資源作物(てん菜・さとうきび)、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等)の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な 種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。 甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施 設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

### 3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、広域的な流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

### 4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、広域的な

流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や 商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

### 5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル 品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花 き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施 設の整備等を支援。

### 6 環境保全の取組

### (1) 地球温暖化対策·環境保全型農業

地球温暖化に伴う農地土壌の物理性・化学性の悪化(地力の低下)による収量の低下等のリスク軽減及び環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設等の共同利用施設や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備並びに地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく不良土壌地の改善を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。なお、有機物処理・利用施設の整備は、稲わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壌由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含むものとする。

### (2) 小規模公害防除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。

# (3)農業廃棄物の再生処理

農業廃棄物の再生処理を図るため、資源の有効利用の観点から、農業用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を支援。

(4) 地域資源を活用した生産資材の確保

原料を海外に依存する生産資材等について、地域資源を活用することでゼロエミッション化を可能とするバイオディーゼル燃料製造供給施設等の整備を支援。

7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営 を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

8 畜産生産基盤育成強化の取組

畜産の生産基盤の育成及び強化を図るため、

- (1) 地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設
- (2) 消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設
- (3) 支援組織の育成、再編統合及び事業規模の拡大・多角化に必要な施設
- (4) 哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業 化及び酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設
- (5) 家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

### 9 飼料増産の取組

自給飼料(飼料用米を含む。)生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

### 10 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜(豚、鶏(地鶏等(日本国内で育種改良等された種鶏(在来種を含む。)と、 これらから生産された実用鶏をいう。以下同じ。)を含む。)の改良増殖を図るため、改 良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜(めん羊、山羊、みつばち、その他家きん等)の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

### 11 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上 及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・ 衛生対策等のための施設等の整備を推進。

### 12 畜産副産物の肥飼料利用の取組

畜産副産物の肥料・飼料による効率的な利用を目的とした畜産副産物肥飼料利用施設の 整備

### 13 国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、米、麦、豆類、地域特産物(てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。)及び畜産物を対象として、生産者(本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3)及び(7)に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。)、中間事業者(第2の2の(5)に定める者をいう。以下本取組において同じ。)及び食品製造事業者等(飲食料品等(飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。)の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

#### 14 農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。

# 15 スマート農業実践施設の整備の取組

耕種農業については、野菜、花き及び果樹を対象として、データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備(低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等)を一体的に支援。

畜産については、肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象として、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術の複合的な導入と、スマート技術を有効に活用するために必要な施設等の整備を一体的に支援。なお、スマート技術の導入と一体的に整備する施設等は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウィンドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設とする。

# 16 有機農業の取組

有機JAS認証を取得した農産物(以下「有機農産物」という。)及び有機農産物の加工食品(以下「有機加工食品」という。)の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を

推進するために必要な施設の整備を支援。

- 17 土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復) 生産現場における土づくりの強化を図るため
  - (1) 生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等
  - (2) 災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壌土層 改良の取組を支援。

## 第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

### 【共通事項】

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」 (平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知。)及び「過大積算等の不当 事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知。以 下同じ。)によるものとする。

- (4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画 が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても 留意するものとする。
- (5) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (6) 都道府県知事は、Iの第3の3の(2)による点検及びIの第3の4の(2)による 点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合 及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用 されていないと判断される場合(以下のア又はイに掲げる場合等)にあっては、当該事 業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続 している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数 がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併 設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及

び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
  - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
  - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
  - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
  - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にあ る者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
  - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的に優れていること。

- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐 用年数以上であること。
- ウ 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修 等であること。

### 【個別事項】

- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜 類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(17) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、 海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海 外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。

(18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

自給飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の 生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期(3年以上)の利用供給に関する協 定を締結することとする。

- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜 残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努 めるものとする。
- (20) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の3者による国産原材料供給・利用計画(事業実施から3年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの)を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新

設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

- (22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (23) 野菜、花き及び果樹を対象としたスマート農業実践施設の整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。
  - ア スマート技術の地域への浸透を円滑に進める観点から、生産者、実需者、都道府県 を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、 内部監査の方法等を規定した規約等を有するコンソーシアムを中心とした推進体制が 整備されていること。
  - イ 整備に当たっては、多額の初期投資費用及び維持管理を要するため、施設費、光熱 動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、 次の要件を満たす生産計画及び販売計画を策定していること。
    - (ア) 生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
    - (イ) 販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。

また、事業実施主体は、アのコンソーシアムと連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は、当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

なお、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合の本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(1)については、高度環境制御栽培施設の整備による受益農業従事者の数によるものとする。

- (24) 肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象としたスマート農業実践施設の整備を実施する場合には、スマート技術を2つ以上導入すること。また、スマート技術で得られたデータは畜産クラウドに提供すること。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理になるように施設の整備を行うこと。
- (25) スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合、スマート農機(トラクター、コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (26) 農畜産物輸出に向けた体制整備の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生 基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって 輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、GFP(農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。以下同じ。)会員であるとともに、別紙様式7号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする(ただし、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定。以下同じ。)に基づき認定された輸

出事業計画を策定している場合は除く。)。

- ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。)
- イ HACCP等認定(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年 法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は、国際基準に整 合している認証等をいう。以下同じ。)の取得
- ウ ハラール認証(イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示 された食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同 じ。)の取得
- エ 有機JAS等認証の取得
- オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA (環境制御型) 貯蔵施設等)の導入
- (27) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Iの第3の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、 国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出 するものとする。

- (28) 環境保全の取組のうち、小規模公害防除においては、次のいずれかに該当する地域に おいて実施できるものとする。
  - ア 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域(農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。)であって、農用地土壌汚染防止法第5条第1項に定める農用地土壌汚染対策計画(以下「農用地土壌汚染対策計画」という。)を策定している地域
  - イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」(昭和44年9月11日付け環公公第9098 号厚生省環境衛生局長通知)3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公 害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)別表第2第2号に掲 げる地域等であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域
- (29) 本対策により施設等(本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及び工を除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。
- (30) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がみどりのチェックシート(参考様式2号)の取組内容(GAP又は環境負荷低減及び農業作業安全の取組)に係る研修を受講し、当該チェックシートを提出することとする。

ただし、GAP認証等を取得している受益者は、研修受講及び当該チェックシートの 提出は不要とする。

なお、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を 利用する事業者が環境負荷低減の取組の実施に努めることとする。

(31) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。 ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産 性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施するこ ے ح

- イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。
- (32) 有機農業の取組において施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。 ア 農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設におい て有機IAS認証(有機加工食品)を受けるものとする。
  - イ 集出荷貯蔵施設(選別、調整及び包装、分配等を行う施設)を整備し、当該施設に おいて小分け行為を行う場合には、有機JAS認証(小分け)を受けるものとする。
  - ウ 種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS に適合した種子種苗を生産するものとする。
  - エ 有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。
- (33) 土づくりの取組のうち、
  - ①科学的データに基づく土づくりを実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。
  - ア 受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づく りに取り組むこと。
  - イ 次の(ア)から(ウ)までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定する こと。
    - (ア) 土づくりによる作物の収量・品質の向上目標
    - (イ)目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針(重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載
    - (ウ)産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づく りの指導ができる者の育成・確保方針
  - ②土づくりの取組のうち被災農地の地力回復を実施する場合には、災害復旧事業の客土工等により復旧した農地での取組であること(被災による生産性の低下又は土壌状態の悪化が確認できる場合に限る。)。
- (34) 畜産副産物の肥飼料利用の取組は、事業実施主体が事業実施計画を策定するに当たり、「畜産副産物利用推進計画」を基に作成することとし、当該計画を達成するために必要な施設の整備であることとする。「畜産副産物利用推進計画」は、以下の全ての要件を満たすもので、肥飼料原料となる畜産副産物排出元の事業者、排出元の事業者が所属する自治体(原則として都道府県)、肥飼料原料出荷先の主要な事業者、事業実施主体、事業実施主体が所属する自治体(原則として都道府県)からなる協議会が作成する計画であって、計画達成に必要な支援体制が整備されているものとする。
  - ア 事業実施主体は、事業協同組合又は事業協同組合連合会であって、事業実施年度内に新たな肥飼料原料製造事業者を組合員とし、もって複数のレンダリング業者による事業の協同化又は分業化を図る者であること。(協同化及び分業化において、新たな肥飼料原料製造事業者と事業協同組合又は事業協同組合連合会の会員との間で株式の所有が行われている等の関連会社は新たな事業者に含めないものとする。)
    - なお、ここでいう協同化及び分業化は、施設ごとの製造ラインの分業化、複数施設で製造された原料の集約販売、施設の集約のいずれかとする。
  - イ 広域的(複数の都道府県。ただし、北海道、離島(離島振興法第2条の規定により 指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置 法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別 措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。)

については複数市町村。)な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組み、受入量及び販売量の拡大を図る計画を有していること。(既に広域的な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組まれている場合は、畜産副産物収集及び肥飼料原料販売先市町村の拡大が図られる計画を有していること。)

なお、ここでいう広域性については、原料供給元、原料供給先の事業所の所在地により判断し、両方の拡大を図るものとする。

- ウ 事業実施主体は、牛由来の畜産副産物原料量を年間240トンと年間収集量の3割の どちらか大きい量を新たに収集し、肥飼料原料として製造し、そのおおむね全量を肥 飼料利用することとし、事業実施前に比べ肥飼料利用割合の拡大を図ること。
- エ このほか、都道府県知事が必要と認める要件を満たす施設であること。
- (35) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。) することとする。

### 2 事業実施主体

- (1) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3) の農業者の組織する団体で、別記 1に定めるものとは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定め がある団体等であって、以下に掲げる者をいう。
  - ア 農業協同組合
  - イ 農業協同組合連合会
  - ウ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下同じ。)
  - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3 項に規定する法人をいう。以下同じ。)
  - オ 特定農業団体 (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第23条第4項に規 定する団体をいう。以下同じ。)
  - カ その他農業者の組織する団体
    - なお、当該団体等が事業実施主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いる体制を有していなければならないものとする。
- (2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業及び業界団体は除く。)とする。
  - ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約 等により適正な運営が行われていること。
  - イ 営利を目的としないものであること。
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするも のでないこと。
  - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでない こと。
  - オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。) の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は

政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

- (3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。
  - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクター によって構成されているもの。
  - イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。
- (4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(9)の「別記1に定める民間事業者」は、次のいずれかの要件を満たす者とする。
  - ア 都道府県が優先枠(配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のことをいう。以下同じ。)として配分を受けた交付金の範囲内でスマート農業実践施設の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組又は水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組を行う者であって、次の要件を全て満たすもの。
    - (ア) 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。
    - (イ) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。
    - (ウ) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
  - イ 環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給し、又は供給することが確実であること。
- (5) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)の「別記1に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
  - ア 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者(中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者(関係会社(自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。)を含む。)以外の生産者をいう。)から購入すること。
  - イ 食品製造事業者等 (中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者 (関係会社を含む。) 以外の食品製造事業者等をいう。) の需要にあわせた数量、品質、 形態等での供給を行うこと。
  - ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
  - エ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。)を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。
- (6) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「別記1に定める流通業者」は、 運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機 能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組 むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約

(事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。)を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

- (7) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(14)の「別記1に定めるコンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
  - ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

- イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。
- ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲 内で設定することとしていること。
- エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、 公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの 運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に 係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備され ていること。
- カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認すること としていること。
- キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。
- (ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。
- (イ)事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

### 3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)から(5)までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該(1)から(5)までに定める率とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の6以内
  - ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
  - イ 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設又は家畜飼 養管理施設を整備する場合
- (2) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内
  - ア 稲 (種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等(4の(6)のイに定める地域をいう。以下同じ。)以外の地域が受益地区の過半を占める場合 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- (3) 次のアからクまでに掲げる場合 事業費の3分の1以内
  - ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの

附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

- イ 米 (種子用を除く。) を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
- ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合
- エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する 場合
- オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設(堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。)、伝達性海綿状脳症(以下「TSE」という。)対応施設及び副産物等処理施設(副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。)並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合
- カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合
- キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合
- ク 畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合
- (4) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内 受益が1経営体(法人)に限定される場合(ただし、協業経営は除く。)
- (5) 次に掲げる場合 事業費の20分の11

農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を 実施する場合

### 4 採択要件

- (1) 本要綱第3の2の(1) の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。
- (2) 事業の交付対象上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費(以下「上限事業費」という。)を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事	上限事業費	
育苗施設	水稲 (種子用を除く。) 育苗施設に 限る。	育苗対象面積1~クタールに つき999千円。ただし、100~ク タール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千 円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1ト ンにつき502千円 麦にあっては計画処理量1ト

		ンにつき490千円
農産物処理加工施設(土地 利用型作物)		計画処理量1トンにつき4,940 千円
農産物処理加工施設(茶)	仕上茶加工機 (抹茶) を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつ き1,679千円
集出荷貯蔵施設 (りんご)		計画処理量1トンにつき421千 円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき135千
集出荷貯蔵施設(なし)	外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除 く。	
集出荷貯蔵施設(かんきつ)		計画処理量1トンにつき189千 円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	円
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千 円
		ただし、150g未満のトマトにあっては計画処理数量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千 円
農作物被害防止施設	防霜施設 防風施設	7,104千円/ha 46,587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス(軒高が3.5 m以上のものを除く。)	40,387 1 1 7 ma 40千円/m²
	ほ場内地下水位制御システム 菌類栽培施設(マッシュルームを除 く。)	3,150千円/ha 生産量1トンにつき3,200千円
	菌床製造施設(マッシュルームを除く。)	生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設(土 地利用型作物)		計画処理量1トンにつき1,113 千円
種子種苗生産関連施設(野菜)	温室 (軒高が3.5m以上のものを除 く。)	35千円/㎡
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき533千 円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎(ストール等附帯部分を除 く。)	29千円/ m²
	乳用牛舎(ストール等附帯部分を除く。)	成牛用45千円/㎡ 哺育育成牛用45千円/㎡
	一般豚舎(ストール等附帯部分を除 く。)	45千円/㎡

Ī	分倫阪全(ストー	ール等附帯部分を除	59千円/m²
	人気が音(ハト	ル寺門市即刀で豚	29   🗀 / 111
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	ウインドレス弾	舎(ケージ等附帯部	   48千円/m²
	分を除く。)	旦() ~ 4加山即	40     1   11
	家畜改良施設		
	畜産新技術に係	ス協設	250千円/㎡
女文版 如 TEL TO TEL TO			
畜産物処理加工施設	産地食肉センタ	_	7,800千円×1日当たりの処理
			能力頭数(牛及び馬は1頭につ
			き豚4頭に換算する。以下「肥
			育豚換算」という。)
			輸出に向けた体制整備の実施
			の取組の場合は、9,500千円×
			1日当たりの処理能力頭数(肥
			育豚換算)
			ただし、5の畜産物施設整備の
			畜産物処理加工施設の産地食
			肉センターの交付対象基準の
			(c)のただし書きに基づき、 概葉の思知恵が地はの実体に
			都道府県知事が地域の実情に
			より特に必要と認めた場合で
			あって、1日当たりの処理能力
			頭数(肥育豚換算)が560頭未
			満の場合は、10,140千円× 1
			日当たりの処理能力頭数(肥育  豚換算)
			^^^   輸出に向けた体制整備の実施
			動出に同りた体制整備の実施   の取組の場合は、12,500千円×
			1日当たりの処理能力頭数(肥
家畜市場			5,550千円×子牛市場の開催日
<b>多</b> 国印物			1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎		45千円/㎡
	屋根掛け	500㎡未満	23千円/㎡
	(全)以(月)()	500㎡以上	20千円/㎡
	  尿貯留施設	1,000m <sup>3</sup> 未満	30千円/m³
	//八八日/旭以	1,000m3以上	25千円/m³
飼料作物(飼料用米を含	バンカーサイロ		25   円/ m <sup>3</sup>   7千円/ m <sup>3</sup>   1   1   1   1   1   1   1   1   1
む。)関連施設	乾草舎		50千円/㎡
ひ。/肉生心以	飼料調製施設		- 4 - 4 3
	飼料分析指導室		50千円/㎡ 225千円/㎡
	栄養分析器		9,900千円/台
	ミネラル分析器		1,170千円/台
(注) 1 施設については協	土壌分析器	び設置に必要か経費	630千円/台

- (注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行 管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
  - 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
  - 3 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍(小数点第1位を四捨五入)とする。

- 4 配分基準通知第1の2の(2)のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍(小数点第1位を四捨五入)とする。
- (3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(4)の別記1に定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - ア 環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

ただし、本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(28)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。)及びかんがい用用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

- イ 北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する 場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合
- ウ 土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合
- (4)本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき(都道府県知事は理由書を作成し、Iの第3の2の(2)に定める協議を行うものとする。)は、当該事業を実施できるものとする。

### (5) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)については、この限りでない。

	1		T	Т
取組名		品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲		50ヘクタール	・原則として、受益地区の水
				田面積の2分の1以上に
	麦		北海道:60ヘクタール	おいて、おおむね10アール
			都府県:30ヘクタール	以上の区画整理が行われ
				ていること又は本対策の
	豆類	頁		実施時において、水田の都
				道府県営ほ場整備事業団
		大豆	20ヘクタール	体営ほ場整備事業等につ
				いて、実施年次等が具体的
				に定められている計画が
				樹立されているものとす
				る。
				・受益地区内に水田がある場
				合は次に掲げる(a)又は
				(b)の要件を満たす地区
				であること。
				なお、受益地区が複数
				の水田フル活用ビジョ

				ン等を含いて、5割に、5割に、5割に、5割に、では、5割にができる。では、5割にができる。では、5割にができる。では、ではないができる。では、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは
		雑豆	北海道:25ヘクタール	・種子に係る施設を整備する
	種子	落花生	都府県:10〜クタール	場合も同じとする。 ・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播 種する種子生産ほ場の面 積とする。
		稲	種子生産ほ場の面積が25 ヘクタール	
		麦	種子生産ほ場の面積が15 ヘクタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が5 ヘクタール	
畑作物·地域特 産物	いも	)類	北海道:50ヘクタール(複数市町村にまたがる 広域的な産地の場合	

		T	
		は、構成する市町村数 に50へクタールを乗 じた面積) 都府県:25ヘクタール(複 数市町村にまたがる 広域的な産地の場合 は、構成する市町村数 に25ヘクタールを乗 じた面積)	
	ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に 実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
てん	文菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域(砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)第 19条第1項の指定地域をい う。以下さとうきびにおい て同じ。)の区域内にあるこ と。	
さと	こうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域の区域内にあること。	
こん	<i></i> ルにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用について は30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していることが
そに	Ĭ	5ヘクタール	確実と見込まれること。
ハト	ヘムギ	10ヘクタール	

	葉たばこ なたね	ただし、1〜クタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	ホップ 染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している 桑園が2ヘクタール以上、 かつ、当該桑園に近接する 使用桑園を含めて10ヘクタ ール以上のまとまりがある こと。 なお、クヌギ等桑以外の 飼料樹園地にあっては、1 ヘクタール以上であること とする。	
果樹	和36年政令第145 号。以下同じ。)	ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100~クタール、落葉果樹で50~	
		制定について」(平成13年1 1月30日付け13統計第956号 農林水産省大臣官房統計情 報部長通知。以下同じ。) の農業地域類型区分別基準 指標において、都市的地域 に分類されている地域を含 む市町村をいう。以下同 じ。)において事業を実施	

1		T	
		する場合にあっては2ヘク	
		タールとする。	
		ただし、生産緑地が主た	
		る対象である場合にあって	
		は、生産緑地の面積が5ア	
		ール以上であることとす	
		る。	
	果樹農業振興特別	5ヘクタール	
	措置法施行令第2	ただし、種子種苗生産関	
	条に定める果樹で	連施設を整備する場合にあ	
	施設栽培のもの	っては、かんきつ類で100~	
		クタール、落葉果樹で50へ	
		クタールとする。	
		いて事業を実施する場合に	
		あっては50アールとする。	
		ただし、生産緑地が主た	
		る対象である場合にあって	
		は、生産緑地の面積が5ア	
		ール以上であることとす	
		る。	
	ト記い及の里樹	2 ヘ カ タ ー ル	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域にお	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域にお いて事業を実施する場合に	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域にお	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域にお いて事業を実施する場合に	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合に あっては30アールとする。	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主た	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5ア	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとす	
	上記以外の果樹	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5ア	
取. 芬		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
野菜	上記以外の果樹露地野菜	なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
野菜		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。  10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域にお	
野菜		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。  10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合に	
野菜		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあが5とは、生産緑地の面積とととである。とからといいよう。 10へクタールをだし、沖縄県にある。なお、からのクタールとする。なお、都市近郊地域合において事業を実施する場合においてあっては2へクタールとする。	
野菜		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合。 あっては30アールとする。 ただし、生産緑地があまたる対象であるにはからる。 は、生産緑地のあることは、生産緑地のあることを産品があることをであることがあることがあることがとから、生産緑地がまり、おいてもののでは20人のでは	
野菜		なお、都市近郊地域合において事業を実施する。 あっては30アールとする。 ただし、生産緑性のある主たであり、生産場合に積がしたが多度産品である。 ととというないは、10へんだクタールをでクタールをでクタールがある。 は、5、カールがは、5、カールがある。 は、5、おいである。には合いないないないないないである。 ただのないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
野菜		なお、都市近郊地域において事業を実施する場合。 あっては30アールとする。 ただし、生産緑地があまたる対象であるにはからる。 は、生産緑地のあることは、生産緑地のあることを産品があることをであることがあることがあることがとから、生産緑地がまり、おいてもののでは20人のでは	

		る。	
		<b>9</b> 0	
	施設野菜	5ヘクタール	
	旭队打米	おお、都市近郊地域にお	
		いて事業を実施する場合に	
		あっては50アールとする。	
		ただし、生産緑地が主た	
		る対象である場合にあって	
		は、生産緑地の面積が5ア	
		ール以上であることとす	
		る。	
花き	露地花き	5ヘクタール	
		なお、都市近郊地域にお	
		いて事業を実施する場合に	
		あっては2ヘクタールとす	
		る。	
		ただし、生産緑地が主た	
		る対象である場合にあって	
		は、生産緑地の面積が5ア	
		ール以上であることとす	
		る。	
	施設花き	3~クタール	
	ALIAN TE C	なお、都市近郊地域にお	
		いて事業を実施する場合に	
		あっては50アールとする。	
		ただし、生産緑地が主た	
		る対象である場合にあって	
		は、生産緑地の面積が5ア	
		ール以上であることとす	
		る。	

- イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。 なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。
  - (ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
  - (イ)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条

第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

- (ウ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策 実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法 (昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策 実施地域に指定された地域
- (オ)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する 特定農山村地域として公示された地域
- (カ)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき、指定棚田 地域として指定された地域
- (キ)「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間 農業地域に分類されている地域

取組名		品目	面積要件	留意事項
<u> </u>	稲、		10へクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の 1以上において、おおむね1 0アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業について、実施年次等が具体的に定められている計画	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。(a)受益地区内の水田にお
	豆类	大豆	が樹立されているものとする。  10へクタール ただし、付加価値の高い 大豆生産を実施していること又は実施することが確実 と見込まれること。	いて生産される事業対象 作物の作付面積の3分の 2以上が1ヘクタール以 上に団地化されることが 確実であること。 (b) 事業の受益地区が事 業対象作物の2以上の 主要作業を3へクるしていり ションのというであって、さらに、地区内 のおおむな5割以上の 事業対象作物のことが あったさらに、地区内 のおおむな5割以上の 事業対象作物のことが 確実であること。

1			
	雑豆 落花生	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール 2ヘクタール	<ul><li>・種子に係る施設を整備する 場合も同じとする。</li><li>・付加価値を高めること等に</li></ul>
			より新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子(稲)	種子生産ほ場の面積が 10〜クタール	<ul><li>・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播 種する種子生産は場の面 積とする。</li></ul>
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	
		北海道:10ヘクタール 都府県:5ヘクタール	<ul><li>・付加価値を高めること等に より新たな需要が見込ま れる場合とする。</li></ul>
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	<ul><li>・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。</li></ul>
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域(砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)第 19条の指定地域をいう。) の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3~クタール	
果樹	果樹農業振興	特別 10ヘクタール	

	措置法施行令第2		
	条に定める果樹で		
	露地栽培のもの		
	果樹農業振興特別	5ヘクタール	
	措置法施行令第2		
	条に定める果樹で		
	施設栽培のもの		
	上記以外の果樹	3~クタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3~クタール	
花き	露地花き	3~クタール	
	施設花き	2~クタール	

- ウ 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。
- エ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの 面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

#### 5 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアからオまでに定める施設等(耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備)については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	交付対象基準
耕種作物小規模土地 基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前 に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うも
	のとする。
	・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。
	ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業(農山漁村振興交付
	金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興
	局長通知)別紙1の別表の1の(1)の基盤整備)において、助成対象
	とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地
	改良にあっては、上記に定める事業規模以上についても実施できるもの とする。
	また、環境保全の取組のうち小規模公害防除の受益面積は、10ヘクタ
	一ル未満とする。
	・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、 直営施工を推進するものとする。
	・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改
	良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月
	23日付け農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとす
	3.
	・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な
	推進を図るため、極力、通年施行方式(水田農業構造改革対策実施要綱
	別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。)により行うものとする。
	・耕作道等を整備する場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係
	る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産
	省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合にあっては、ほ場
	整備、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。
	・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合
	にあっては、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。
	・土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回
	復) を実施する場合にあっては、土壌土層改良を実施できるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提
	とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等へ	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上
の改植・高接	の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢
	等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検

討の上、次に掲げる(a)から(e)までに定めるところにより実施できるものとする。

- (a)優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。
- (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」 (平成27年4月27日公表)及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画 の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われる と認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系 統を含まないものとする。

(c)優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統 等への転換は対象としないものとする。

ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上 に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっ ては、この限りではない。

- (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。
- (e) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった 園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、 継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施 するものとする。
- ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。
  - (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病 害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要 が認められる場合に限るものとする。
  - (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、 都道府県の育成品種等とする。

なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植に ついては、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同 化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性 が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りで はない。

- (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。
- ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病害虫の伝 染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進す る場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

### 暗きょ施工 土壌土層改良 ・浅層排水、心土破砕、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施で きるものとする。 ただし、水稲のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布に ついては事業対象としない。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、土壌 土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進 に係る(a)及び(b)に定める要件を満たす地域であることとする。 (a) 地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準 ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同 第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本 的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌 の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模 以上であること。 ただし、離島(離島振興法第2条の規定により指定された離島振 興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置 法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島並びに小笠 原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に 規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。)及び山間へき地(山村振 興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域を いう。)内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農 用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上と する。 i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認 められる農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。) 及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象となら ない石れき除去、水田フル活用ビジョンに基づき施策を実施する場合以 外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模に ついても実施できるものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良に加え、 次に掲げる事業も実施できるものとする。 (a) ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換する ための施設の新設又は改修 (b) かんがい用用排水施設の新設又は改修 (c) 農用地間の地目変換のための事業 飼料作物作付及び家 畜放牧等条件整備 飼料作物作付条件 整備 耕作道整備

雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過して
等造成整備	いるものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
子実用とうもろこ	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施
し乾燥保管調製施	設と一体的に整備される機器等の整備を含む。
設	  ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期(3年以上)の利用供給に
	関する協定を締結するものとする。
L	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整	  ・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
備	が、
放牧地·放牧林地	
整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件
从从从	整備等
	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導
为早地走佣	入等による整備
上 未利用地活用放牧	
拡大整備	・なお、本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める
加入金洲	場合及び額は、次に掲げる(a)から(c)までのとおりとする。
	(a) 傾斜地等活用整備(傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。)
	にあっては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として
	であっては、追放・笠圃面積10/ 7ルヨたり70,000円を上版として   交付できる。
	文刊 くさる。   (b)野草放牧地整備(未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備
	を行う。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円
	を上限として交付できる。
	(c)耕作放棄地活用整備(耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に
	整備する。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり、50,000
	田を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場
宏典权易建善基盘 整備	<ul><li>イン共収物の効率的及び広域的利用、公共収物間の業務力担等による収物 利用の再編成を推進するためのものとする。</li></ul>
金加	・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1
	* 本安綱所及 1 の 1 の 事業
## /た. +******** ##	に足める即称中物下的及び家苗放牧寺未件登開は当成施成とする。
耕作•放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	+に4-4-4-11 1 1 - 4-11 1 1 1
放牧牛管理施設 	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。 
整備	
放牧地·放牧林地	

整備		
放牧拡	大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整
	/ <b>111</b> ////	備等とする。
野草地	整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導
	VII4	入等による整備とする。
公共牧	場の効率	
	及び再編	
	要な施設	
	·作物作付	
条件整備		
排水対策	ž	
土壌改良		
ほ場区画	1拡大	
高収量草	直種・品種	
の導入		
障害物質	法	
子実用と	こうもろこ	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施
し乾燥係	R管調製施	設と一体的に整備される機器等の整備を含む。
設		・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期(3年以上)の利用供給に
		関する協定を締結するものとする。
耕種作物產	<b>E</b> 地基幹施	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を
設整備		整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
		(a)事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されてい
		ること。
		(b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されてい
		ること。
		・次に掲げるものは、交付の対象外とするものする。
		①フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフ
		ォークリフトを除く。)、②パレット、③コンテナ(プラスチック製通
		い容器又は荷受調整用のものに限る。)、④可搬式コンベヤ(当該施設
		の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べ
		て同等以上の性能を有するものを除く。)、⑤作業台(土壤分析用等に
		用いる実験台を除く。)、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器(電
		子天秤を除く。)、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設		
	が種もみ処	
理施設		
播種プラ		
出芽施設		
接ぎ木製	•	
	f促進装置 **〒# 湯 克	
	が硬化温室	
稚蚕飼育	育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。
		・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るもの

	とする。
特定蚕品種供給施	
設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設と
	する。
	・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び
	通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高
	度化を含むものとする。
	・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆
	等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日
	付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。) に基づき、
	生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象
	外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	71 CACICATO LA CACATO
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附带施設	
穀類乾燥調製貯蔵	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。
施設	・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たって
	の留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産
	省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。
	・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理
	加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を整備すること並
	びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。
	ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に
	基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計
	画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
i e	
附带施設	

設 施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残 さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限り ではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メー トル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、 市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産 体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規 模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整 を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及 び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外 において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとす る。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用

施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとす

した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとす

・土地利用型作物(大豆)の取組において、食品事業者が整備する場合に ついては、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等に よる推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを 確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規 模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。

なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限 るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数 量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。

- ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できる ものとする。
- ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。

加工施設

・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産され た生産物を処理加工するものとする。

なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外 において生産された生産物を処理加工することができるものとする。

・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆 腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶 加工機(荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とす る。以下同じ。)、仕上茶加工機(仕上茶加工工程の全部又は一部の加 工を目的とした機械等とする。)、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、

食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧 機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、 攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機(地 域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械 等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生 産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、当該生 産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整 備のみとする。ただし、新たな生産事業モデル支援タイプの民間事業者 においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあって は、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培 は長期的な契約を締結するものとする。 荷受及び貯蔵施設 乾燥及び選別・調 製施設 精選及び貯留施設 搬送施設 計量施設 出荷及び包装施設 残さ等処理施設 附带施設 集出荷貯蔵施設 ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以 上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ 等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとす ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこ れらの施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含ま ないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次 集出荷のストックポイントについては、農業振興地域(農業振興地域の 整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以 下同じ。) 以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、 原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地 域以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産された ものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみ とし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に 基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計 画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工 業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の 生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷 に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できる ものとする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外であっ ても、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受 益地とすることができるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。 集出荷施設 ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整 備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コスト の低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部 品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に 活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るもの 予冷施設 ・青果物広域流通システムを構築する場合、移動式真空予冷装置を整備す る場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能 とした装置とする。 また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対 象としないものとする。 ・青果物広域流通システムを構築する際において保冷コンテナを整備する 場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコール ドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとす ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管 貯蔵施設 施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、СА貯蔵施設及びこれらの施設と 同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することがで きる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築を構築する際において、拠点保冷貯蔵施設 として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄 道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業 振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則と して、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストッ クポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一体 とすることで貯蔵施設として整備することができる。 選別、調製及び包┃・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コー

装施設	ド等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及
	びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフレキ
	シブルコンテナを除く。)とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずる
	ものは対象としない。
	なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設(新設のもの及
	び能力の増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既
	設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、
	流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとす
	る。
	・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既
	存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合に
	は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域
施設	的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集
) LE IX	出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)、(c)精
	米施設とする。
	・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで
	確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。
	・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者
	・ 何不他改と登備する場合には、辰業者の組織する団体等以外の何不業者 への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものと
	いの影音等を有慮する概点がら、低に足める主くの安けを個にするのとする。
	ッる。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複
	数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売
	業者でない者に限るものとする。
	(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。
	(b)加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係
	行政機関等との調整が図られていること。
	(c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした
	契約がなされていること。
	(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営
	の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点か
	ら、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
	・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとす
設	る。
	(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイン
	トであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとす
	る。
	ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵さ
	れるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限る
	ものとする。
	(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に
	相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが

	確実と見込まれる場合に限るものとする。
	i 茶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000〜クタール
	ii こんにゃく・・・・・・・・・・・・600〜クタール
青果物流通拠点施	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み
設	合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。
	また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を
	効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以
	外にも設置できるものとする。
	ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、
	原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
	・青果物広域流通システムを構築する場合においては、産地間連携による
	複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備
	することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェー
	ン構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することが
	できる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニー
	ズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
	また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土
	<b>壌の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。</b>
分析診断施設	· 土壤診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(食味分析、
	残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情
	報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分
	析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管
	理もできるものとする。
	なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供
	を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的
	販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるもの
	とする。
附带施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
	・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合
	   にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備で
	きるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とす
	る。
土壌機能増進資材	
製造施設	設とする。
附帯施設	-
農作物被害防止施	<ul><li>│・農業生産における被害(鳥獣害を除く。)を軽減するために必要な施設</li></ul>

設	とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。
	・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象
	条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を
	行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。
	・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象
	条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を
	行うものとする。
病害虫防除施設	· 害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壤消毒施設、薬剤散布施設等
	とするものとする。
土壤浸食防止施設	
附带施設	
生産技術高度化施	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の
設	上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。
	・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整
	備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施す
	ることとする。
	なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳
	を作成することとし、(a)については作業日、作業種類、作業者、作
	業時間等を、(b)については購入日、資材名、数量、価額、購入者等
	を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記するこ
	ととする。
	(a) 栽培管理作業の共同化
	育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいず
	れかを共同で行うこととする。
	(b) 資材の共同購入
	肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとす
	る。
	(c) 共同出荷
	出荷に際しては、共同で行うこととする。
	(d) 所有の明確化
	当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登
	記簿により明らかであること。
	(e) 管理運営
	当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)
	されていること。
	・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外
	への逃亡防止等に万全を期すこと。
	・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で
	整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培
	施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体
	的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s
	以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去
	シー・/mc (17/0/19/11 //11 / 11 // // // // // // // // //

の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断さ れる場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が3 5m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、ハウスが風害 を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)又は50kg/ m以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造 計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又 は建物に設置又は併設するものとする。

- ・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付(栽培) 面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積す ることを原則とする。
- 導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収 穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域 エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関 する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装 置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域 エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することと する。

#### 技術実証施設

- ・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。
- ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎 を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむ ね30a以上1ha以下とする。

### 省エネルギーモデ ル温室

・当該施設を導入する場合は、第2の4の(5)に定める面積にかかわら ず設置することができるものとする。

また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上 とする。

地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備 等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、 養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換 気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地 の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備す るものとする。

また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地 域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等 について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能 であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

## ウス

低コスト耐候性ハ|・50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中におけ る過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると 判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該 風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウス が風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。) に耐 えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐え ることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機 能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性 を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。

- ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。
- ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理 棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装 置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中 暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送 の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。
- ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。
- ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託 できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲 を明確にするものとする。
- ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合 は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
- ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。

# 高度環境制御栽培 施設

- ・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。
- ・当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。

また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。(ただし、市街化区域を除く。)

- ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35 m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。)若しくは50kg/m以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空 調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を 生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、

集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装 置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防 除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものと する。

- ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する 新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合 支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設 整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設(うち完全人工光型)に おける新技術の指標について」(農林水産省生産局。以下「新技術指標」 という。)に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事 業等での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、 1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分におい て同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小 さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。
- ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設 費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及 び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計 画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が 安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は 翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定 的な販売先が確認できること。

また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定すると ともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又 は行われることが確実であること。

# 供給施設

地域エネルギー等・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸 化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイ ラー等を整備できるものとする。

> なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上 で必要な規模を超えない規模とする。

- ・電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネ レーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象 としないものとする。
- ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地 域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給さ れることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するた めに必要な設備の整備を行うことができるものとする。

また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利 用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併 せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことが できるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地 下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作 物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資 源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意す るものとする。

#### 高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティング施設)、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益 昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。
- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)又は50kg/m³以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。

・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する 新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証で きるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、 必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上 限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事 業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象と なる事業実施計画を特定することとする。

なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の(5)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

- ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。
- ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び 菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第2の4 の(5)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

#### 栽培管理支援施設

- ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、 点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。
- ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用 冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則 として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給

	分を除く。)を供給できる水準のものとする。
	・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、
	明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリ
	│ │ ンクラー(立ち上がり部分)は、交付の対象外とするものする。
株分施設	・いぐさに限る。
附带施設	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
種子種苗生産関連	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
	・
施設	
種子種苗生産供給	
施設	苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯
	する施設を整備することができるものとする。
	なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の
	地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うた
	めの種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種
	子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上
施設	施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものと
72.5	し、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査
	装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器
	及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
15 → /# # # # = = = = = = = = = = = = = = =	
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄す
	るための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を
	検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置
設	及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施	・堆肥等の製造に必要な施設とする。
設	・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、や
	は、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
	・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあ
	っては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備で
は四をなり、マルニュ	きるものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものと
	し、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調
	製する原料製造用の施設も含むものとする。
	・耕種農家、畜産農家、食品産業(製糖業者を含む)等から排出される収
	穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源(原料)の調達方法、
	生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能
	力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。
	・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合
	は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐた
	め、分別収集されたものを使用する。
	・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げ
1	

る事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年 法律第127号) に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号 (肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格 を定める等の件)に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基 準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)及び「農用地 における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(昭和59年 11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知) (土壌1kg につき亜鉛120mg以下)に留意し、施用地区において品質・土壌 分析を実施しながら施設を運営するものとする。 堆肥流通施設 ・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた 施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定 供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆 肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮す るものとする。 堆肥発酵熱等利用
・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用 施設 を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整 備できるものとする。 地域資源肥料化処・地域の未利用又は低利用の有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれ 理施設 の高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が 行われている場合は、この限りではない。)の肥料化に必要な施設や装 置(堆肥ペレット化装置等)とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有 機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の 場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げ る事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年 法律第127号) に基づく昭和 61年2月22日農林水産省告示第284号 (肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格 を定める等の件) に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基 準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に 係る管理基準」(土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下) に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を 運営するものとする。 附带施設 油糧作物処理加工┃・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要 施設 な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必 要な施設に限り整備するものとする。 ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産され 加工施設 た生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地 区外において生産された生産物を処理加工することができるものとす

	る。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調	
製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
造供給施設	
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設
Leb viol #vi Nd. Lt. = H	とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副
	生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができ
	る品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とす
	る。
	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
整備	
<b>畜産物処理加工施</b>	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設の
設	みを対象とする。
	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。
産地及内でクラ	(a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に
	基づくものであること。
	(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画
	に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けている
	こと。
	(c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力(肥育豚換算)がおお
	むね700頭以上の規模となること。
	ただし、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興
	対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法
	第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律
	第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。)において事業を実
	施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内
	の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造
	する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同
	じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により
	特に必要と認める場合はこの限りではない。
	(d) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則(昭和28年厚
	生省令第44号)別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び
	畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること

	又は確立することが見込まれること。
	(e)食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部
	分肉以上に加工度の高い商品であること。
	(f)豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の
	- 処理工程と分離されていること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置する
	ものとする。(特段の事由がある場合は、この限りでない。)
と畜解体・内臓処	・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県
理施設	知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。
	  ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24時間
	以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温
	度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫
	であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉
	てめって、「ロヨにりのと雷麻体処理能力のタなくともと信め上の役内   又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えている
±0 /\ t+++=	こととする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
施設	
その他の施設・設	
備	
副産物等処理施	
設	
衛生管理施設	・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。
	  (a)と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「食
	   肉処理業に関する衛生管理について  (平成9年3月31日付け衛乳第
	104号厚生省生活衛生局長通知)及び「と畜場の施設及び設備に関す
	るガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省
	生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保
	健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は
	新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分で
	きるものに限る。)であること。
	(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律
	第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計
	画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。
	(c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守する
	ために必要なものであること。
ハラール対応施	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備で
設	あること。
動物福祉対応施	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守す
設	るために必要な設備であること。

環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚
	濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排
	水基準以下に処理し得る能力を有すること。
TSE対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおお
	むね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上、地鶏等の場合は
	おおむね1,200羽以上であって、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に
	関する法律施行令第22条で定める数を超える規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)
及び冷却施設	第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのある
	ものであること。
冷蔵冷凍施設	<ul><li>・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナ</li></ul>
	ス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	7 10 00(1 (M(1)) (C 0)112/3 (1) / 0 C C 0
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設	
備	
副産物等処理施	
剖産物等処垤肔 設	
	***の( ) (1 ) 刀は( ) の甘港に ☆人よファ b
衛生管理施設	・次の(a)、(b)又は(c)の基準に適合すること。 (a)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業
	(a) 長馬処理の事業の税前及び長馬便宜に関する伝律、長馬処理の事業 の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年3月25日付け政令
	第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則
	(平成2年6月29日付け厚生省令第40号)を順守するために、都道所
	県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書
	で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の音
	分と区分できるものに限る。)であること。
	(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度(l
	基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計
	画の実施に必要な設備であること。
	(c)輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守する
	ために必要なものであること。
ハラール対応施	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備で
設	あること。
動物福祉対応施	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守す
設	るために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚
	濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有
	すること。
鳥卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	

冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
新華物加工施設 一番産物加工施設	・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。
田庄初州工地政	ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものと
	する。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、 都道府県知事による承認を受けていること。 (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭(牛 換算:馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換 算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね5,000 頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。 ただし、中山間地域(山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興 山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定につい て」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域を いう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておお むね3,500頭(牛換算)以上、離島(離島振興法第2条第1項の規定に 基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開 発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3 条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の整備を実施する 場合は整備後においておおむね1,500頭(牛換算)以上確保されること が見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁 防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能 力を有すること。

	衛生対策施設				
	機能高度化施設				
	その他の施設・設				
	備				
ı	· · · · · · · · · · · · · ·	、女众	フローフト 元件金	ミルモンガル ニ.	ウノンドレコ頭へ

#### 家畜飼養管理施設

- ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、 ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する 家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a) 及び(b)の要件に適合するものであることとする。
  - (a)事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。
  - (b) 事業実施地域は、アクションプラン(市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。)を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。
- ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及 びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水 田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が 共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を 満たすものとする。
  - (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有(当該団体が法人でない場合は利用者の共有)に属し、かつ、登記簿(表示の登記を含む。)上この旨が明らかであること。
  - (b) 当該施設に係る管理費(個人の不注意による破損の修繕に要する 費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。)の徴収が利用度に応 じて行われること。
- ・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって 画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含 む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
  - (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、 収容頭数等)は、原則として同一であること。
  - (b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。
  - (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
- ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等 に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等か らこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一

定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟 として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うも のとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するもの とする。

#### (a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備する ことが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内で その他の土地に整備することができるものとする。

#### (b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

面積=40㎡(共用部分)+10㎡(管理人1人当たり専用部分)× 管理人等人数

- ii i の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、 家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
- ・建造物の構造部分(柱、梁等)の木造化及び内装部分(床、壁、窓枠、 戸等)の木質化に積極的に取り組むものとする。
- ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分(柱、梁)について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
- ・スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール 牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及び畜 舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物 処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物 生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術を2つ以上導 入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上及 び作業省力化に資さなければならない。

#### 畜舎

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等(酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。 以下同じ。)の統合を行うためのもの。
- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人 (複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のこ とをいう。以下同じ。)経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新 生産システム(事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養 管理等の取組により生産体系全体として改善(生産コストの低減又は特 定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等) がなされるものをいう。以下同じ。)の実践・普及、牛のほ育育成経営 部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並び にヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。

- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。
  - (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね 300頭以上(繁殖牛にあってはおおむね100頭以上)、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2 分の1以上であるものとする。

- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴 う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

- (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
  - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
    - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
    - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践(以下「モデル実践活動」という。)を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
    - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。
- ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すで に牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設 を整備することはできないものとする。
- ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。
  - (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
  - (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該

規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。

- (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて 必要最小限のものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事 業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

## フリーストール牛

- ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システム の実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものである
- ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために 用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込 まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

- (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上 の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはな らない。
- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条 件を満たすこととする。
  - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
  - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当 該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践 を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
    - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
    - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付 期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定 に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
    - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事 業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

### ミルキングパーラ

- ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システム の実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものである
- ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために 用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込 まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上

の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはな らない。

- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条 件を満たすこととする。
  - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
  - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当 該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践 を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
    - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
    - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付 期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に 基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
    - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事 業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

#### ウインドレス鶏舎

- ・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のための ものに限る。
- ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団 体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が 議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営 上の上下関係がないものであることを要する。
- ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条 件を満たすこととする。
  - (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において 一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの 低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等が なされるものとする。
  - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当 該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践 を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
    - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
    - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付 期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定 に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営 は5名以上で構成されるものとする。
    - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及 びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に 基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又 は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

### ふ卵施設 ・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編 統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保するこ とによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農 家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団 体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が 議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営 上の上下関係がないものであることを要する。 放牧利用施設 畜舎等と一体的に ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及 整備する設備 びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられ た後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の 在り方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及 畜舎等と一体的に びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 整備する家畜排せ つ物処理利用施設 |・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水(ミ ルキングパーラーに係るものを含む。)について適切な処理が行われる よう特に留意する。 飼料作物作付条件 · 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1 に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条 整備及び放牧利用 条件整備並びに水 件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」と 田飼料作物作付条 し、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 件整備と一体的に┃・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不 整備する牛舎等 要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築 を含むことができるものとする。 ・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地 形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設 用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することが できるものとする。 i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面 積、収容頭数等)は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同-であること。

用等が図られること。

iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業 参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利

白 公台	・ 佐凯田地の生代軟件が全た。 (紐料公上記引田電管佐託は除く))
自給飼料関連施設	・施設用地の造成整備を含む。(飼料給与設計用電算施設は除く。)
	・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供	<ul><li>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計</li></ul>
給施設	画を作成するものとする。
	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
	・ 同科用不関連の地域整備を実施する場合は、
10000000000000000000000000000000000000	<ul><li>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計</li></ul>
管庫	
	画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
名字 /左// / / / / / / / / / / / / / / / / /	る低口機、切件機等の金属で占む。
飼料作物収穫調製     貯蔵施設	
7.4777.00	・毎料用业関連の拡乳軟件な字拡大で担合は、大拡乳を一体的に軟件され
平坑附竹灯	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
地拉士利用次酒調	る化石機、材件機等の登開を占む。
地域未利用資源調	
製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理	
施設	<b>公州田小田主の佐礼恵供と中センフ担人は、七佐礼し、伊伯と恵供と</b> し
	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備され
保管施設	る混合機、粉砕機等の整備を含む。
管理棟	
	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限
算施設	る。
家畜改良増殖関連	
施設	
きゅう舎	
畜舎 (** <b>^</b>	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵	
及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化	
₺左⇒几	
施設	

爾文は畜産所技術 の取組のための必要な機械器具  附帯施設  審産周辺環境影響 ・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等 に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの曳気及び排水の規制や周辺からの理 解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を選手していること。 ・ 商舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 一体的に整備する ・ 設集施設は、準備でものとする。 ・ ・ 整備する設備は、整備する散臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 企業備する設備は、整備する散臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、流波の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を連守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 静水処理施設 静水処理施設 管理施設  乾燥・粉砕施設  教図処理施設	強又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具   所帯施設	フの地学をおり地	
	□ の取組のための必要な機械器具   附帯施設	その他家畜改良増	
要な機械器具   附帯施設	要な機械器具 樹帯施設		
下部施設   ・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理難設とする。	一部施設   一部産産   一部産   一部産   一部産産   一部産   一部産産   一部産産   一部産産   一部産産   一部産産   一部産産   一部産   一部産産   一部産   一部産産   一部産   一部産		
審産周辺環境影響 ・蓄産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、富含又は堆肥含等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な塊模及び処理能力を備えるものであること。 (b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高産周辺環境影響 ・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (6)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等と十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
<ul> <li>低減施設</li> <li>に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。</li> <li>・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備で当た施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> <li>・商舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・商舎文は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・乾備する設備は、整備する歴史を施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。</li> <li>・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。</li> <li>・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・施設整備に当たるでは、流の会件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> <li>レングリング処理施設 標水処理施設 標水処理施設 要出保管施設 管理施設 を嫌・粉砕施設 教函処理施設</li> <li>数量の経過に対して、関連する環境法令を適守していること。</li> </ul>	<ul> <li>低減施設</li> <li>・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの解を得られる適正な規模及び興能力を備えるものであること。</li> <li>(b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> <li>脱臭施設</li> <li>・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ課のな配置となるよう留意すること。</li> <li>・整備する設備は、整備する限臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。</li> <li>・整備する設備は、整備する限臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。</li> <li>・が設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・が設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・が設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低またの効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・が設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低またが企業を付けている。</li> <li>・が設整備に当たっては、変のの設定を関立とととする。</li> <li>・が設整備に当たっては、変のの設定を関立とととする。</li> <li>・が設整備に当たっては、変のの設定を関立ととする。</li> <li>・が設定を関するものであること。</li> <li>・が設定を関するものであること。</li> <li>(a)整備する施設を構定する場所を関するものであること。</li> <li>(b)事業実施主体は、変源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> <li>レンダリング処理施設</li> <li>原料処理施設</li> <li>費用処理施設</li> <li>費用処理施設</li> <li>費型施設</li> <li>資理施設</li> </ul>	附帯施設	
・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な地模及び処理能力を備えるものであること。 (b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 応襲整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 心寒が強設とする。 ・ 心寒が強いとする。 ・ 心寒が強いとする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 心を整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 心を難信に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 地震を備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 地震を備に当たっては、変え条件を満たすことととする。 (a)整備される適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レングリング処理施設 排水処理施設 排水処理施設 費出保管施設 管理施設 整備処理施設	・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストか規能が開発した。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかな果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかな果的な配置となるよう留意すること。 ・整備する設は、整備する股臭施設と一体的に整備するものとする。・整備する設備は、整備する股臭施設とは浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全管するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 関水処理施設 関水処理施設 整備・粉砕施設 複強処理施設	畜産周辺環境影響	・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等
(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・整備する設備は、整備する民臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・整備するの肥白料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。 ・・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・適舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。 ・適舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	低減施設	に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。
解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 一体的に整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ が設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 様水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 教菌処理施設	解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資 るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外 の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・商舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ 現的な配置となるよう留意すること。 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ 果的な配置となるよう留意すること。 ・体的に整備する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。
(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等・分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等・分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等・分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・心ずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レングリング処理施設 原料処理施設 東小処理施設 東品保管施設 管理施設  整備・粉砕施設 製菌処理施設	(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資 るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外 の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか 効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等・十分検討し、低コストかつ 果的な配置となるよう留意すること。 ・ 体的に整備する・ 脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に 要な施設とする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に 要な施設とする。 ・ 心でする。 ・ を確認を持ちる。 ・ 心でする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低 ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 ・ (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理 を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ・ (b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全 資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外 の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理 施設 原料処理施設  財水処理施設  関本を検験を検験と を検・粉砕施設  数菌処理施設  数域処理施設		(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理
るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。  ・海の大は準肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。  一体的に整備する。 ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。 ・ 本館を開業すること。 ・ 本館のな配置となるよう留意すること。 ・ ・ 一体的に整備する。 ・ ・ 脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・ ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 ( a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ( b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の遺正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 原料処理施設 関品保管施設 管理施設 養嫌・粉砕施設 穀菌処理施設		解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・	の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか 効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ 果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ 果的な配置となるよう留意すること。 ・ 一体的に整備する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資す
<ul> <li>脱臭施設         <ul> <li>・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>一体的に整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。</li> <li>・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。</li> <li>・が間を整備を表した。</li> <li>・がれも施設を養備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・加設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> </ul> </li> <li>レングリング処理施設 原料処理施設 原料処理施設 排水処理施設 費出保管施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設 </li> </ul>	<ul> <li>脱臭施設         <ul> <li>・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストが効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>一体的に整備する。</li> <li>・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。。</li> <li>・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。</li> </ul> </li> <li>・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備す料利用施設         <ul> <li>・高産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備すり下の施設とする。</li> <li>・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。</li> <li>(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> </ul> </li> <li>レンダリング処理施設         <ul> <li>原料処理施設</li> <li>関料の理施設</li> <li>関本の理施設</li> <li>費品の適正な管理や設定を達守していること。</li> </ul> </li> <li>を得・粉砕施設</li> <li>養雄処理施設</li> <li>養婦・粉砕施設</li> <li>養雄処理施設</li> </ul>		るため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外へ
・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ 効果的な配置となるよう留意すること。  ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。  一体的に整備する。 ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・ 整備する設備に、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・ 心がれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設  「理施設 「電強設」  ・施設 「電強設 「電強設」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストか 効果的な配置となるよう留意すること。  浄化処理施設 ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。  一体的に整備する ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・心ずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 原料処理施設 費出保管施設 管理施設 整備・粉砕施設 複菌処理施設		の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
効果的な配置となるよう留意すること。	効果的な配置となるよう留意すること。     浄化処理施設     ・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。     ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。     一体的に整備する     ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。     ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。     ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。     ・・心がれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、個ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。     ・・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。     (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。     (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設  原料処理施設  東料処理施設  東料処理施設  整備・粉砕施設  製品保管施設 管理施設  整備・粉砕施設  養菌処理施設	脱臭施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。
浄化処理施設			・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ
・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 一体的に整備する ・ 脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ 心ずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 ( a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ( b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 関連を設置する場合を関連を表している。  ・ を発いること。 ・ といり、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ果的な配置となるよう留意すること。 一体的に整備する ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。  畜産副産物の肥飼 料利用施設 ・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備す以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理 施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 管理施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		効果的な配置となるよう留意すること。
果的な配置となるよう留意すること。 - 体的に整備する ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  - ・畜産副産物の肥飼料利用施設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	果的な配置となるよう留意すること。  一体的に整備する ・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に 要な施設とする。  畜産副産物の肥飼 料利用施設 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低 ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理 を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全 資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外 の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理 施設 原料処理施設 排水処理施設 関料処理施設 費出保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 穀菌処理施設	浄化処理施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。
- 体的に整備する。・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。 ・ ・ を産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 ( a ) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ( b ) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 関本処理施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設 管理施設	-体的に整備する。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。  畜産副産物の肥飼料利用施設 ・ 部産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備す以下の施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設  原料処理施設  排水処理施設  製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設  数菌処理施設		・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効
要備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。  ・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設  原料処理施設  排水処理施設  製品保管施設 管理施設 管理施設 管理施設 乾燥・粉砕施設  数菌処理施設	設備 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に要な施設とする。  畜産副産物の肥飼料利用施設 ・ 高産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備す以下の施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  東北処理施設  東北処理施設  東米処理施設  東北処理施設  東北処理施設  東米処理施設  東北処理施設  東北処理施設  東北処理施設  東北処理施設		果的な配置となるよう留意すること。
要な施設とする。  ・ 畜産副産物の肥飼・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。 ・ いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 ( a ) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ( b ) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  排水処理施設  製品保管施設 管理施設  乾燥・粉砕施設  表菌処理施設	要な施設とする。  畜産副産物の肥飼・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備す以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、但ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 関料処理施設 関料処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	一体的に整備する	・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。
		設備	・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必
料利用施設  以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  財水処理施設  製品保管施設 管理施設  乾燥・粉砕施設  殺菌処理施設	料利用施設  いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  関料処理施設  関本の理施設  整媒・粉砕施設  整媒・粉砕施設  数菌処理施設		要な施設とする。
料利用施設  以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  財水処理施設  製品保管施設 管理施設  乾燥・粉砕施設  殺菌処理施設	料利用施設  いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設  原料処理施設  関料処理施設  関本の理施設  整媒・粉砕施設  整媒・粉砕施設  数菌処理施設		
・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設原料処理施設期外処理施設期外処理施設期外処理施設期外処理施設期外の連続と関係を発売して、関連する環境法令を遵守していること。 を持ちため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 を持ちため、畜産副産物の適正な管理を遵守していること。 を持ちため、畜産副産物の適正な管理を遵守していること。 を持ちため、畜産副産物の適正な管理を遵守していること。 を持ちため、畜産副産物の適正な管理を遵守していること。	     畜産副産物の肥飼	・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する
ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 教菌処理施設	ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 穀菌処理施設	料利用施設	以下の施設とする。
・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コ
(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理施設 排水処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設  裁菌処理施設		ストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設		・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。
を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設		(a)整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解
(b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に 資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外へ の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。 レンダリング処理 施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	(b)事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。  レンダリング処理施設		-
レンダリング処理 施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	レンダリング処理         施設         原料処理施設         排水処理施設         製品保管施設         管理施設         乾燥・粉砕施設         殺菌処理施設		
施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		の排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	施設 原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	レンダリング処理	
原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	原料処理施設 排水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	施設	
#水処理施設 製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	排水処理施設         製品保管施設         管理施設         乾燥・粉砕施設         殺菌処理施設	原料処理施設	
製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	製品保管施設 管理施設 乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		
<ul><li>管理施設</li><li>乾燥・粉砕施設</li><li>殺菌処理施設</li></ul>	管理施設       乾燥・粉砕施設       殺菌処理施設		
乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設	乾燥・粉砕施設 殺菌処理施設		
殺菌処理施設	殺菌処理施設		
11 24 4 44 22	111-512-11-54	殺菌処理施設	
脱臭施設	脱臭施設	脱臭施設	
ボイラー施設	ボイラー施設	ボイラー施設	

	受電施設	
	受給水施設	
	原料前処理施設	
	一体的に整備する	
	施設	
崖	農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
	農業廃棄物処理施	
	設	
	農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回
		収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
	附帯施設	

## Ⅱ-2 産地合理化の促進

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の取組を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

#### 第1 取組の概要

1 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編や従前に補助事業で導入した施設・設備の機能又は能力の高度化による施設の効率的な管理・運営等の取組を推進するため、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産が見込まれる地域において、主食用米と新規需要米の区分集荷・保管や水稲専用施設の大豆との汎用利用のために必要な改修等を支援。

また、担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組むことで、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な改修等を支援。

本取組においては、米、麦、大豆等の乾燥調製・保管に係る乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設又は種子種苗生産関連施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(1)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

その際、都道府県は、「地域における穀類乾燥貯蔵施設等の再編利用の取組の推進について」(平成26年2月26日付け25生産第3219号生産局農産部穀物課長通知)により、地域における新規需要米等の作付動向、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況等を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。(1の都道府県につき各年度3地域を上限とする。)

2 集出荷貯蔵施設等再編利用 (野菜、果樹、花き) の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、複数の既存の施設を再編合理化すること等により、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るための当該施設の改修等を支援。

本取組においては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、 事業実施主体においては、第2の6の(2)のアからエまでに定める再編利用計画等を作 成しなければならない。

3 農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組

複数の既存の荒茶加工施設等を有し、今後、茶の計画的な生産、加工の強化に取り組む地域において、加工コストの低減等を図るための当該施設の再編に向けた改修等を支援。

本取組については、茶の加工に係る施設であって、荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(3)のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

4 食肉等流通体制再編整備の取組

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の施設を再編合理化する ことにより、効率的な施設利用体制や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るための当該 施設の整備を支援。

本取組においては、食肉等の流通・処理に係る食肉等流通処理施設(食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場)の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(4)のアから工までに定める再編合理化計画等を作成しなけ

ればならない。

5 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

さとうきび、てん菜又はでん粉原料いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画の策定を要件として、製造コストの削減及び既存の当該施設の安定操業を図るための当該施設の再編合理化を支援。

本取組においては、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組む以下の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(5)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

(1) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編(再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。)

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

(2) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化(地域における国内産糖・国内産いもでん粉工場の稼働率の向上に向けた既存工場の廃棄。以下同じ。)

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

6 乳業再編等整備の取組

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、生乳流通コストの低減等を図るとともに、効率的かつ衛生的な乳業者を育成するため、集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化、乳業施設の再編・合理化及びこれと一体的に行う高度な衛生管理水準を備えるための整備等を支援。

本取組においては、集乳及び乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(6)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

#### (1) 効率的乳業施設整備

ア 乳業工場(牛乳乳製品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品(アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。)をいう。以下同じ。)及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。)の施設等の新設又は増設(当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。)。

イ アと一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備(以下「環境・衛生等整備」という。)。

ウ 乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

## (2) 集送乳合理化推進整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。)を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(以下「大型貯乳施設等」という。)の整備。

(3) 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備(以下「需給調整拠点施設等」という。)の整備。

# 第2 取組の実施基準等

### 1 事業の実施基準

- (1) 事業実施計画は、関係者を始めとした地域住民の合意を得たものであることを要する。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (3)事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (4) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画 が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても 留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、別記1のIの第3の3の(2)による点検及び別記1のIの第3の4の(2)による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(アからウまでに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

- ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用及び農産物処理加工施設等再編利用の取組においては、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- イ 食肉等流通体制再編整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量 (取引頭数)又は処理経費(取引経費)が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状 況が3年間継続している場合
- ウ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備及び乳業再編等整備の取組においては、 事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し、80 %未満の状況が3年間継続している場合
- (8) 事業で整備する施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行 又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及 び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農

業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13)事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
  - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業 者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。
  - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、原則として、5名以上とする。
  - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
  - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合 に助成対象とすることができるものとする。
  - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的にすぐれていること。
  - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数 以上であること。
  - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承 認基準通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている。又は、承認を 受ける見込みであること。
  - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修 等であること。
- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に

向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

- (17) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を実施する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (18) 乳業再編等整備に取り組む場合については、事業を実施する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。)第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合性が図られていること。
- (19) 乳業再編等整備のうち地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業に取り組む場合 にあっては、事業実施主体は、集送乳の合理化に係る推進計画を策定し、事業計画に定 める内容はそれに即しているものであること。
- (20) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、本要綱別記1のIの第3の3に定める事業実施状況報告書の 提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都 道府県知事に提出するものとする。

- (21) 本対策により施設等(本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)の工からカまでの事業を除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。
- (22) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がみどりのチェックシート(参考様式2号)の取組内容(GAP又は環境負荷低減及び農業作業安全の取組)に係る研修を受講し、当該チェックシートを提出することとする。

ただし、GAP認証等を取得している受益者は、研修受講及び当該チェックシートの 提出は不要とする。

なお、本対策により、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体 又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の取組の実施に努めることとする。

- (23) 集出荷貯蔵施設等再編利用のうち、青果物の集出荷貯蔵施設の再編を行う場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。
  - ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産 性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

## 2 事業実施主体

- (1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
  - ア 農業者の組織する団体
  - イ 事業協同組合
  - ウ 事業協同組合連合会

- (2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(7)の特認団体は、次のとおりとする。 ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する 議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数 であるもの。
  - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- (3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(11)の別記1に定める乳業再編等協議会(以下「再編等協議会」という。)は、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。
  - ア 乳業者(酪振法第2条第2項の乳業を行う者をいう。以下同じ。)であって、次に 掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。
    - (ア)複数の乳業者が合併し、設立した法人(契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。)(以下「合併後法人」という。)
    - (イ)複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立される団体
    - (ウ) 複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者
    - (エ) 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者
  - イ 再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、 財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした 再編等協議会の運営等に係る規約(以下「再編等協議会規約」という。)が定められて いること。
  - ウ 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2の(12)の別記1に定めるコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
  - ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
    - このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
  - イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。
  - ウ 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとされていること。
  - エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、 公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアム規 約が定められていること。
  - オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続き に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備さ れていること。
  - カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認すること としていること。

- キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。
- (ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。
- (イ)事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

## 3 交付率

本要綱別表1のI の交付率の欄の2のただし書の別記1 に定める場合は、次の(1)から(5)までに掲げる場合とし、別記1 に定める交付率は、当該(1)から(5)までに定める率とする。

- (1) 次に掲げる場合 事業費の10分の6以内 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
- (2) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内 受益が1経営体(法人)に限定される場合(ただし、協業経営は除く。)
- (3) 次のアからウに掲げる場合 事業費の3分の1以内
  - ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
  - イ 米 (種子用を除く。) を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
  - ウ 食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設(堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。)、TSE対応施設及び副産物等処理施設(副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。)並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合。家畜市場にあっては、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合
- (4) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の2分の1以内
  - ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場 の再編を行う場合
  - イ 集送乳合理化等推進整備の大型貯乳施設整備事業のうち県域を越える集乳計画に基 づいて貯乳設備を整備又は廃止する場合
- (5) 次に掲げる場合 事業費の5分の1以内等

効率的乳業施設整備を事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が実施する場合であって、これらの者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準(平成15年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に適合するものを除く。以下「大手乳業者」という。)に該当する場合又はこれらの者が大手乳業者から出資を受けた場合とし、受けた出資の割合等に応じ、交付率を次のとおりとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

- ア 大手乳業者及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第2の2の(2)のイの法人又は団体にあっては、5分の1以内
- イ 大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第2の

2の(2)のイの法人又は団体にあっては、4分の1以内

#### 4 採択要件等

- (1) 本要綱第3の2の(1) の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①、1-1-②、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定することとする。
- (2) 事業の交付対象上限事業費

施設の再編利用の取組にあっては、本要綱別記10 II - 1の第2040(2)に掲げる額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(5) に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、本要綱別記1のIの第3の2の(2) に定める協議を行うものとする。) にあっては、当該事業を実施できるものとする。

#### (4) 面積要件等

本要綱別表1のIの採択要件の欄の2の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付 (栽培)面積は、おおむね本要綱別記1のII-1の第2の4の(5)に掲げる規模以上 であることとする。

- 5 補助対象基準及び補助対象要件等
- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2) のアから工までの取組に係る共同利用施設の補助対象基準については、本要綱別記1のII-1の第2の5に掲げるとおりとする。
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2) の才の取組に係る共同利用施設の補助 対象要件等は、以下のとおりとする。
  - ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備
  - (ア) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編
    - a 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、 制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産 糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備

b 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備

c 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室(機械設備を集中的に管理運営するための建築物)及びその他必要な建築物の整備

- (イ) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄
  - a 補助対象となる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等は、国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産糖・国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日ま

でに売却して得た額を含む。) については、これを補助対象経費から控除する。 また、補助対象経費には国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄後の整地(舗装 等を行っていない更地にする場合に限る。) に係る経費についても含めることが できるものとする。

#### b 製造施設等

(ア)のa及びcに掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費(ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。)

#### c 排水処理等施設

- (ア)のbに掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費(当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。)
- d 廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填(a)補助対象は、b及びcに掲げる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第126条及び第127条又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)の別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。
  - (b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において(a)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
  - (c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
    - ① (a) 又は(b) の施設等(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(当該廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場((2)において「廃棄工場」という。)の営業年度又は事業年度等をいう。(2)において同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
    - ② 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出 (所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支 出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産とし て財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行ってい る場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場

合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

- ③ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)並びに(c)の①及び②の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (d)対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(c)の①の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。
- イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は5の(2)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

(3) 本要綱別表1のIのメニュー欄の1の(2)のカの取組の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

# ア 効率的乳業施設整備

(ア) 乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場(以下「新工場」という。)は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な(イ)に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産(以下「中古資産」という。)については、財務省令第3条に基づき、当該中古資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

- (イ) 効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等
  - a 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な 設備

b 上屋等

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟(室)(機械設備を集中的に 管理運営するための建築物)及びその他必要な建築物

c その他

機械器具整備及び上屋に係る設計費及び諸経費

- (ウ) 効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件
  - a 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄(新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含む。以下、アにおいて同じ。)を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

- (a) 県域を越えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準(当該再編により新増設する乳業工場の所在する地域ブロックの乳業工場(生乳処理量が日量2t以上のものに限る。)の1工場当たりの平均生乳処理量(t/日))を超える新工場を整備する場合
- (b) 事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場(以下「学乳2割工場」という。)が2つ含まれ、又は学乳2割工場1つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上の乳業工場(以下「学乳3割工場」という。)1つが含まれる場合
- b aにより大手乳業者が廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものを1以上含むものとし、乳製品製造施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。
- c 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合にお ける乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として 行うものとする。

### (エ) 新工場の条件

- a 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。
- b 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量(直近の過去3年の平均値。以下同じ。)の合計数量(以下「廃止工場合計数量」という。)を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。
- c 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合(牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。)であって、当該新工場の施設又は設備の設置に当たり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分できないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。
- d 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は、補助対象外とする。
- e 新工場の衛生管理手法は、原則として、HACCP等認定を取得するものとする。

# (オ) 乳業工場の生乳処理能力

- (エ)のaにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用 牛乳の充填機の能力(牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、 加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力 とみなし、これらの合計により算出する。)とし、乳製品製造施設にあっては以下 に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。
- a バター製造機及びスプレードライヤー(練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。)にあっては、同設備の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数(12.34、6.48))及びそれぞれに10時間又は20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量の合計とする。
- b チーズの製造設備にあっては、同設備における過去3年の平均製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数(12.65)又は5年後の計画

製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数を乗じて31 0日で除した数量とする。

c 練乳の専用製造設備にあっては、その濃縮機の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(2.66)及び20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量とする。

### (カ) 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。 ただし、第1の6の(1)のウの廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

(キ) 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等

- a 乳業工場の廃棄
- (a)補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる①及び②に該当する乳業工場とする。
  - ① 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、事業実施主体が作成に参画した再編合理化計画において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。
  - ② 廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半を再編合理化計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。
- (b) 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。) については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地にする場合に限る。) に係る経費についても含めることができるものとする。
- b 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填
- (a)補助対象は、(イ)に掲げる乳業工場の設備(取得年月が明らかであって、 その取得価額が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該設備に ついて、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の 当該設備の残余財産相当額とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としな い。
- (b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において(a)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - ① (a) 又は(b) の設備(以下「対象設備」という。)を取得した営業年度(当該廃棄に係る乳業工場(以下、アにおいて「廃棄工場」という。)の営業年度又は事業年度等をいう。以下、アにおいて同じ。)における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
  - ② 廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

- α:減価償却額
- β:廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額
- γ:廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の 月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)
- ③ 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を 休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年 度の3月31日現在において評価するものとする。
- ④ 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出に係る 部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それ ぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該 対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財 産相当額については、補助対象とはしない。
- ⑤ 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)及び(c)の①から④までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (d)対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。

#### (ク) 交付金要望額の上限

- a 第1の6の(1)のア及びイの事業に係る交付金の要望額の合計は、1事業実施計画当たり18億円を上限とする。
- b 第1の6の(1)のウの事業に係る交付金の要望額は、1事業実施計画当たり6 千万円を上限とする。ただし、県域を越えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編 にあっては、7千万円を上限とする。

# イ 集送乳合理化推進整備

## (ア) 大型貯乳施設等の整備

a 補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第3条に基づき、当該資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象 外とする。

- b 整備する大型貯乳施設等の整備は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を 行う場合にあっては1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。
- c 整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等であること。
- d 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- e 整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業 工場の施設等と明確に区別されていること。

# (イ) 貯乳施設等の廃棄

a 補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年

度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施 設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。

b 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、 整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移 設に係る経費も補助対象とすることができる。

ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

- c 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地に限る。)に係る経費を含めることができるものとする。
- (ウ) 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

アの(キ)のbの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法」は「施設にあっては定額法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号イ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号イに規定する定額法をいう。)により、設備にあっては定率法」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と読み替えるものとする。

(エ)整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係 大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとす る。

# ウ 需給調整拠点施設整備

- (ア)補助対象となる需給調整拠点施設等は、第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる 施設等とする。
- (イ) 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による 一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることに鑑み、処理対象生乳が複数の 都道府県の区域で生産される生乳であること。

ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

(ウ)補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品(畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第5条第1項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。)の製造施設又は設備であること。(ただし、生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するための施設又は設備はこの限りではない。)

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を 製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩 和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も 補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備(以下「飲用乳処理施設等」という。)については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができる。

- 6 再編利用計画及び再編合理化計画の基本的考え方
  - (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組
    - ア 再編利用計画の趣旨

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽

化している地域のうち、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産に取り組む地域や担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

# イ 再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体と共同で策定するものとする。

#### ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用)により作成し、再編利用計画の計画期間は事業実施年度から3年間とする。

# エ 再編利用計画の承認等

- (ア)計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画 の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ)計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号(穀類 乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用)により作成の上、翌年 度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

### (2) 集出荷貯蔵施設等再編利用 (野菜、果樹、花き) の取組

#### ア 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

# イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定するものとする。

# ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の 取組用)により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

#### エ 再編利用計画の承認等

- (ア)計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)により提出された再編利用計画について、取組の計画の 内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号(集出

荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組用)により作成の上、翌年度の 5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組
  - ア 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式8号(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用)により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

- エ 再編利用計画の承認等
- (ア) 再編利用計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出 するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画 の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用)により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 食肉等流通体制再編整備の取組
  - ア 再編合理化計画の趣旨

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の食肉等流通処理施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制の構築や衛生的で高度な処理体制の構築等を旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画作成主体は、以下に掲げるいずれかとする。

- (ア)事業実施主体(単独又は事業実施主体と再編対象施設の受益農業従事者若しくは 新たな受益農業従事者等と共同で策定)
- (イ)事業実施主体、都道府県、再編対象施設の受益農業従事者及び新たな受益農業従 事者等により構成される協議会
- ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式8号(食肉等流通体制再編整備の取組用)により作成するものとし、再編合理化計画の計画期間は3年間とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を、都道府県知事 に提出するものとする。

- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ)都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号(食肉等流通体制再編整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組
  - ア 再編合理化計画の趣旨

さとうきび、てん菜、でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は市町村、農業者の組織する団体、公社)、 食品事業者(国内産糖又は国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限 る。)、事業協同組合連合会又は事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の 策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。 なお、第1の5の(2)を実施する際においても、上記関係機関による十分な連携 の元で実施するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式8号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の 推進用)により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画策定主体は、ウより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の推進用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (6) 乳業再編等整備の取組
  - ア 再編合理化計画の趣旨

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、貯乳施設の集約化や乳業の再編・合理化を実施することにより、生乳流通コストの低減や乳業の効率化を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画の作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体、公社)、乳業

者、事業協同組合、事業協同組合連合会等と共同で作成するものとする。この場合に おいて、事業実施主体は、関係各所と十分な調整・協議を行うものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は、別紙様式第8号(乳業再編等整備の取組用)により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から6年度以内とする。

- エ 再編合理化計画の承認等
- (ア) 再編合理化計画の作成主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事 に提出するものとする。
- (イ)都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- (ウ) 都道府県知事は、(イ) に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式9 号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号(乳業再編等整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (オ)都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに 別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

### Ⅱ-3 みどりの食料システム戦略の推進

### 第1 取組の概要

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中 長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定。 本要綱別表1のIのメニューの欄の2のみどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組 については、当該戦略において食料・農林水産業の生産力向上と持続性に資する化学農薬 の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設の 整備及び改修等を支援するものとする。

#### 第2 取組の実施基準等

- 1 事業の実施基準
- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- (4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (6) 都道府県知事は、本要綱別記Iの第3の3の(2)による点検及び第3の4の(2)による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(以下のア又はイに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、 改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものと する。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続 している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数 がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策 実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併 設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及 び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材

- の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを 再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
  - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
  - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
  - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業 費-交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であるこ ととする。
  - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にあ る者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、不要施設等の撤去及び当該施設等の廃棄・処分、改修する中古施設(土地は含めないものとする。)の取得を含む。) については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
  - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の 方が経済的に優れていること。
  - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐 用年数以上であること。
  - ウ 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承

認通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける 見込みであること。

- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修 等であること。
- オ 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを交付対象経費から控除すること。
- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、 海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海 外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。

(17) 農畜産物輸出に係る取組(本要綱別表1の1の1の(1)で掲げる農畜産物輸出に向けた体制整備に準ずる取組)を実施する場合にあっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、GFP会員であるとともに、別紙様式7号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする(ただし、輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画を策定している場合は除く。)。

- ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。)
- イ HACCP等認定の取得
- ウ ハラール認証の取得
- エ 有機JAS等認証の取得
- オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA (環境制御型) 貯蔵施設等)の導入
- (18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

自給飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の 生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期(3年以上)の利用供給に関する協 定を締結することとする。

- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜 残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努 めるものとする。
- (20) 本要綱別表1のIの(1)に掲げる国産原材料サプライチェーン構築に準ずる取組を 実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介し て食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業 者等の3者による国産原材料供給・利用計画(事業実施から3年間を計画期間とした各 年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡

大する計画となっているもの)を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

- (21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (23) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Iの第3の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、 国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出 するものとする。

- (24) 本対策により施設等(本要綱別表1のIのメニューの欄の2のイ及び工を除く。)を整備する場合は、施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。
- (25) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がチェックシート(参考様式2号)の取組内容(GAP又は環境負荷低減及び農業作業安全の取組の取組)に係る研修を受講し、当該チェックシート提出することとする。ただし、GAP認証等を取得している受益者は、研修受講及びチェックシートの提出は不要とする。
- (26) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。 ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産 性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。
  - イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。
- (27) 有機農業関連の取組を行う場合は、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の 有機農業の取組に準じる内容を対象とし、施設を整備する場合には、以下の要件を満た すものとする。
  - ア 農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS認証(有機加工食品)を受けるものとする。
  - イ 集出荷貯蔵施設(選別、調整及び包装、分配等を行う施設)を整備し、当該施設に おいて小分け行為を行う場合には、有機JAS認証(小分け)を受けるものとする。
  - ウ 種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS に適合した種子種苗を生産するものとする。
  - エ 有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。
- (28) 生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等の土づくりの強化に資する取組の場合は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ア 受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組むこと。
- イ 次の(ア)から(ウ)までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定する こと。
  - (ア) 土づくりによる作物の収量・品質の向上目標
  - (イ)目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針(重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載
  - (ウ)産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づく りの指導ができる者の育成・確保方針
- (29) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。)することとする。
- 2 別表1のIの事業実施主体の欄の3の(9)の「本要綱別記1に定める民間事業者」は、 次の要件を満たす者とする。
  - ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。
  - イ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲 内で設定されること。
  - ウ 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号のいずれにも該当しない 民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者である こと。
- 3 交付率

交付率は、事業費の2分の1以内とする。

#### 4 採択要件

- (1) 本要綱別記1第2の2の(1) の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-3及び1-2-3において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別をそれぞれ1つずつ設定すること。
- (2) 事業の交付対象上限事業費 みどりの食料システム戦略に掲げる取組にあっては、本要綱別記1のⅡ-Iの第2の4 の(2) に掲げる規定を適用しないものとする。
- (3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の3の(5) に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき(都道府県知事は理由書を作成し、本要綱第4の3に定める協議を行うものとする。)は、当該事業を実施できるものとする。
- (4) 面積要件等

みどりの食料システム戦略に掲げる取組にあっては、本要綱別記10 II - Iの第204の(5)の規定を準用する。

- 5 交付対象基準及び交付対象要件等
- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の2のアからオまでの取組に係る共同利用施設の交

付対象基準については、本要綱別記1のⅡ-1の第2の5に掲げるとおりとする。

#### 都道府県事業実施計画

#### 1 産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ

Г	(1) 総指	5衣	1												1								ポイン	1							
							事業内容	古光串		5+007/\ (m)			継続事業を	実施する場合		成果目標	т.		成果目標	i IT			ハイン		ドイント				1		
Ž			事業実施	-1 to -11		対象作物·	(工種 施設区	事業費	3	負担区分 (円)		完了	A (1 -1-17)		,						dde Park I on Art	. 1		加昇/ 国産農産物/			note:	w 101-14	L Anto-	.10 4	(H) -10
-	市町村名	地区名	主体名	政策目的	メニュー	対象作物・ 畜種等名	(工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)				1	完了 年月日	全体事業費(	円)	*FF	成果 目標	ポイ	粨	日標	ポイ	特別加算		都道府県	替		優先枠加	畀	みどり枠	_	ポイ ント	備考
							格、能力等)	(円)	交付金	都道府県費 市町村費	その他			交付金	別	目標ポイント	現況値 ポイ ント (※)	類別	成果 ポイント	ント (※)	特別加算の 種類	ポイ ント	都道府県 加算 ポイント	国産農産物 への切替割 合	ポイ ント	優先枠の 種類	ポイ ント	加算の 種類	ポイ ント	合計	
1				産地競争力 の強化	畑作物・地 域特産物																										
B	:			産地競争力 の強化	穀類乾燥調 製貯蔵施設 等再編利用																										
ð				みどりの食 料システム 戦略の推進																											
1					品質・衛生 管理高度化 施設整備																										
1	:			食品流通の 合理化	物流効率化 に向けた施 設整備																										
1				食品流通の 合理化	卸売市場再 編促進施設 整備																										
	1	ı	1	l	産地競争力	の強化 合計	+									1			-				l	ı		l			-		

(注) 1 「番号」の欄については、「産地競争力の強化」のうち「収益力の強化」は収、「産地合理化の推進」は産、「みどりの食料システム戦略の推進」はみ、「食品流通の合理化」は食と番号の頭につけること。

- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」又は「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
- 4 「対象作物・畜種等名」の欄については、対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること(土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること)。 また、食品流通の合理化及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
- 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 6 「継続事業を実施する場合」の欄にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額について記入すること。
- 7 食品流通の合理化にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入するこ

みどりの食料システム戦略の推進 合計 産地基幹施設等支援タイプ 総合計

- また、「備考」の欄に別記2のⅡ-1の第2の2の(2)の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその積算根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として 「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別様にて提出して構わない。
- 8 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、(3)継続事業の表に記入し、本表には記入しないこと。
- 9 「ポイント」欄には強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(令和4年4月1日付け3農産第2895号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。) の別表 1-1-①から別表 7 及び強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準について(令和4年4月1日付け3新食第2271号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知。以下「卸売市場等支援タイプ配分」という。)に定める類別、 ポイント、加算の種類及び優先枠の種類を記載すること
- 10 食品流通の合理化にあっては、「成果目標Ⅰ」及び「成果目標Ⅱ」の欄の現況値ポイントには、選択した成果目標に対応した加算ポイントを記載すること。

#### (2) 個別表

1 産地基幹施設等支援タイプ

	]	産地	競争力の強化	匕を	目的とする取	<b>対組用</b>																(都道府県名:	C	) () 年度)	
			メニュー			I	達成する	べき成果目標の具体的	りな内容、現況値及び	ポイント			メニュー		П	達成する	べき成果目標の具体的	]な内容、現況値及びポ	イント	-		加算ポイント			
番号	市村	事業町実施名主体	(対象を作品含)種記を作品含)種記を	頁			成	果目標の内容		現況値の内容	ポイン	<b>/</b>	(対象と物を (含む。種を)・もる のである。)等する のである。) 類別			成	果目標の内容		現況値の内容	ポイ	ント	加算ポイントの	ポイント	、 地域批 案及で 特認	是 備考 「過去の 事業実施
		名	等もすること。)	11	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目 現標 況	合計	こと。)	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	OUT IEVAL 14	目標物	見 合計	設定理由	担い手等	団体 を た な	<b>状况等</b> )
					(○○年)	(○○年)				(設定基準・項目)				(○○年)	(○○年)				(設定基準・項目)			1 特別加算ポイントの 設定理由			
										(事業実施主体の現況)								8	(事業実施主体の現			2 国産への切替えの推 進加算ポイントの設定理 由 3 優先枠加算ポイント の設定理由			
Г				Т												l						1			1

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
  - 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に定める類別番号を記入すること。
  - 3 「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均 を現状値とすることができる。
  - 4 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
  - 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。

  - 5 「ポイント」の構は、「配分基準通知」の別表 1 − 2 − ①から 1 − 2 − ②より 選択したにより、 「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表 1 − 2 − ②から 1 − 2 − ②より 選択した達成すべき 改成 果目標とび成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。 7 「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表 3 、別表 5 及び別表 6 に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。 8 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。

  - 0 複数性を必要である。 2 複数性の事業である。 10 「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「○」、実施していない場合「-」を記入するとともに、「○」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標 及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。 なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

都i	道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由	
番号	設定理由	ポイ ント

(注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

Ⅱ みどりの食料システム戦略の推准を目的とする取組用

Ⅱ みとりの食料ン	^/	ム 単X WP い/TEX	単征 日町こり	の 収 租 用														(都追桁県名:		○午及)	
メニュー	-		I	達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値	及びポイント			メニュ・			П	達成す	べき成果目標の具体的	な内容、現況値及び	ポイント			加算ポイン	<b></b>		
(対象となるを作品を) を				成果目標の内容		才	パイント	む。)	・ 新			成	果目標の内容		現识性の中央	ポ	イント	加算ポイントの	ポイント	地域提 案及び 特認	備考 (過去の 事業実施
名 等も う と。)	カリ	現状値	目標値	増減率 等 目標数値の考え方 事後評価の検証	現況値の内容	目標	現合訊計	記入する こと。)	5 別	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	現況値の内容	目標	現合沿計	設定理由	関連事業	団体	状況等)
		(〇〇年)	(○○年)		(設定基準・項目) (事業実施主体の現 況)					(〇〇年)	(○○年)				(設定基準・項目) (事業実施主体の現 況)			1 みどりの食料システム戦略の推進関連事業と の連携加算ポイントの設 定理由			
																		2 国又は都道府県の取 組認証加算ポイントの設 定理由			
																		3 グリーン化モデル施設との連携加算ポイントの設定理由			

(都道府県名:

○○年度)

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
  - 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①及び1-2-③に定める類別番号を記入すること。
  - 3 「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①及び1-2-③の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表1-2-①及び1-2-③に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
  - 4 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
  - 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。
  - 6 「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表 1-2-①及び1-2-③より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
  - 7 「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表6及び別表7に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。
  - 8 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
  - 9 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、「(3)継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。
  - 10 「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「〇」、実施している場合「一」を記入するとともに、「〇」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標 及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。 なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

#### 2 卸売市場等支援タイプ

																											(都:	追付り しょうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	県名:		0	○年度)
								I	達成す	できが	<b> 以果</b> 目標	雲の具体的:	な内容及び現れ	兄値							П	達成す~	ヾき成	果目標	栗の具体的	な内容及び現る	兄値					
_			事業宝	メ		成果目			目標数値						ボ	パイン	7		成果目		F	目標数値						ボ	パイン			
番号	市町村名	市場名	事業実施主体名	===	類別	標の具 体的な 内容	現状	べ値	目標	<b>栗値</b>	増減率等	加算ポイ ント	目標数値の考 え方	事後評価の検 証方法	目標	加算	合計	類別	標の具 体的な 内容	現状何	値	目標値	直	増減 率等	加算ポイ ント	目標数値の考 え方	事後評価の検 証方法	目標	加算	合計	特認団 体	備考
	00市	○○市中 央卸売市 場	OO市	品質衛管高化設備 ・生理度施整備	品・生理度化	(物品鮮度 の保温を ・ の保売率売 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	低温売場 面積率 (○○年)	0%	低温売場 販売率 (○○年)	△%	○% 削減	加算ポイントの要する当該当該当該会、該記載すること。						物流率化	(物流コ スト等の 削減)物 流コスト の削減	物流コス ト (○○年)	〇〇千円	物流コスト (○○年)	△△ <b>千</b> 円	○% 削減	加算ポイントの要する当時では場合、該当は表記を記します。							
																												<u> </u>		$\vdash$		
																												1 '		ı		

- (注) 1 「番号」の欄については、総括表と同様の番号を記入すること。
  - 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
  - 3 「メニュー」の欄については、別表1のⅡのメニュー欄に定める取組を記入すること。
  - 4成果目標を2つ設定する場合は、「達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値」のⅠ及びⅡの欄にそれぞれ記入すること。
  - 5 「類別」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表1の類別に該当する内容を記入すること。
  - 6 「成果目標の具体的な内容」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表1の内容及び達成すべき成果目標の基準に沿って、記入すること。
  - 7 「目標数値」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表1の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。 なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
  - 8 「加算ポイント」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表1の食品流通の合理化に係るポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。
  - 9 「目標数値の考え方」の欄にあっては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
  - 10 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
  - 11 「ポイント」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表1より選択した達成すべき成果目標及び加算に対応するポイントを記入すること。
  - 12 「特認団体」の欄については、特認団体に該当する場合「○」と記入すること。
  - 13 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、「(3)継続事業」に記入し、本表には記入しないこと。

#### 都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由	ポイント

(注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

(3)継続事業 (都道府県名: ○○年度)

	Lib E F	事業実	施期間	事業実施	76/75 D 46	達成すべき	き成果目標	事業内容 (工種、施設区	事業費	負	担区分(円	])	備考
市町村名	地区名	開始年度	完了年度	主体名	政策目的			(工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	(円)	交付金	都道府県費 市町村費	その他	
						成果目標 I	成果目標Ⅱ						
					産地競争力 の強化								
					みどりの食 料システム 戦略の推進								
					食品流通の 合理化								

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。 また、複数年の事業実施期間中の年度別の計画について、(3)別添に記載すること。
  - 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
  - 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」又は「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
  - 4 「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の1年目において設定した成果目標の内容を記入すること。 なお、複数の成果目標が設定されていた場合は全て記入すること。
  - 5 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等 附帯事業の内容等を含めて記入すること。

## 産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ年度別実施計画書

年度別計画	ī表(事業9	実施期間を:	2年以上と	する場合に	限る。)									(都道	重府県名:	C	○年度)
					事業実	施期間					年	E度別事業P	内容及び事	業費(千円)	)		
市町村名	地区名	事業実施 主体名	政策目的	メニュー			総事業費 (千円)			○○年度 (開始年)			○○年度 (2年目)			○○年度 (3年目)	
11. 313 11	7011	王体名	500K H 113		開始年度	完了年度		うち	<b>本</b> 米 山 広	<b>本</b>		<b>本</b> 米 十 次	<b>丰</b> 米 井		<b>本</b> 类	<del>+</del> * #	
								交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金
					○○年度	○○年度											
																_	
	_					_				_							

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。
  - 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
  - 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」又は「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
  - 4 「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。
  - 5 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

## 3 事業費の内訳

(都道府県名: ○○年度)

	(1) (日) 辰未、及四座未洩化刈水笠浦)	文门 金(座	地垄针旭以	. 守又仮クイ	<i>/</i> /								(十	<u> 114. 円/</u>
						事業費								
	産地基幹施設等支援タイプ		新規事業			継続事業			小計		都道府県隊	付帯事務費	総	計
	<u> </u>	件数	事業費		件数	継続事業		件数						l
		什奴	尹未須	交付金	干奴	費	交付金	干奴		交付金		交付金		交付金
1	産地競争力の強化													
2	みどりの食料システム戦略推進													
	計													

(注)継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

(2) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金(卸売市場等支援タイプ)

(単位:円)

	7C   1 = 1	7011 // 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1	100									\ \ \	1 1 1 1 1 1 1 1
					事業費								
卸売市場等支援タイプ		新規事業			継続事業			小計		都道府県隊	付帯事務費	総	計
即光印物寺又仮クイノ	件数	事業費		件数	継続事業		件数						
	干奴	<b>学</b> 未負	交付金	十女	費	交付金	干奴		交付金		交付金		交付金
1 食品流通の合理化													
計													

(注)継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

(3)総計 (単位:円)

		事業費		附帯	事務費	総	計
	件数	事業費	交付金		交付金	///	交付金
農業・食品産業強化対策整備交付金							
計							

#### 4 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農	農業・食品産業	鱼化対策整備交付	金(産地基幹施設等支援タイプのうち産地競争力の強化) 内 容	(都道府県名: ○○年度)
	分 	金額(千円)	<u></u>	内訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費				
	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合	計	<del> </del>		

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

区区	(未 · 及即座来) 分	金額(千円)	医地基幹施設等支援タイプのうちみどりの食料システム戦略の 内 容	推進) (都道府県名: ( 内 訳	〇〇年月
			1 J 14	1.2 #3	
旅費	普通旅費				
	日額旅費				
	委員等旅費				
1 21	安貝守川貝				
小計					
賃金等					
給料					
報酬					
職員手当等					
報償費	謝金				
需用費	20V 4-C 11 ##				
	消耗品費				
	燃料費				
	食糧費				
	印刷製本費				
	修繕費				
小計					
役務費	通信運搬費				
使用料及び 賃借料					
A IBTT					
備品購入費					
市町村附帯					
事務費					

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

区			4 -	(都道府県名:	○○年度
	分	金額(千円)	卸売市場等支援タイプ) 内 容	内訳	
旅費	並べた典				
	普通旅費				
	日額旅費				
	委員等旅費				
小計					
賃金等					
給料					
報酬					
職員手当等					
報償費	謝金				
<b>需用費</b>					
m/li g	消耗品費				
	燃料費				
	食糧費				
	印刷製本費				
	修繕費				
小計	12.112				
少務費	通信運搬費				
* II					
吏用料及び 賃借料					
<b>備品購入費</b>					
市町村附帯 事務費					

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

# 別紙様式2号(別記1のIの第3の2及び別記2のIの第2の2関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿【北海道にあっては、農林水産省 ○○【沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

県(都道府)知事 氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金(都道府県向け交付金)の成果目標の (変更の)妥当性等の協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記○の○の第○の○(※注4)に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の都道府県事業実施計画を添付すること
  - 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
  - 3 別記1のIの第3の2の(2)又は別記2のIの第2の2の(2)に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては別紙様式3号の特認団体協議書を、別記1の1の第3の2の(2)に係る協議にあっては理由書を添付すること
  - 4 産地基幹施設等支援タイプの場合は別記1のIの第3の2、卸売市場等支援タイプの場合は別記2のIの第2の2を記載すること。
  - 5 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 6 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

# 別紙様式3号(別記1のIの第3の2及び別記2のIの第2の2関係)

# 特認団体協議書

# 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名	代表者氏名	所在地	取組名
(特認団体名)			
特認とする理由			
	1		

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
  - 2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
  - 3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
  - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別紙様式4号(別記1のIの第3の3並びに4及び別記2のIの第2の3並びに4関係)

 番
 号

 年
 月

 日

○○地方農政局長 殿 「北海道にあっては、農林水産省 ○○ 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 県(都道府)知事 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金(都道府県向け交付金)の事業実施状況報告及 び評価報告(〇〇年度)

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務 次官依命通知)別記○の○の第○の○並びに○(注4)の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式5号を添付すること
  - 2 別記1のIの第3の3の(3)及び4の(3)又は別記2のIの第2の3の(3)及び 4の(3)による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告する こと
  - 3 必要に応じて別記1のIの第3の3の(1)及び4の(1)又は別記2のIの第2の3の(1)及び4の(1)の規定による事業実施主体の事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること
  - 4 産地基幹施設等支援タイプの場合は別記1のIの第3の3並び4、卸売市場等支援タイプの場合は別記2のIの第2の3並び4を記載すること。

# 別紙様式5号(別記1のIの第3の3及び4並びに別記2のIの第2の3及び4関係)

## 都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

## 1 産地基幹施設等支援タイプ

(都道府県名: ○○年度) 年月 主体の評 の評価 日 事業実施後の状況① 事業実施後の状況② 事業内容 事業費 負担区分(円) ニュー = --2 成果目 標の具 成果目 標の具 成果目標 成果目標 類 市町 類 施主体 の具体的 の具体的 (円) (工種、 村名 別体的な 别 体的な な実績① な実績② 施設区 内容① 内容② 分、構造、規 (対象 計画時 1 年後 2年後 3年後 目標値 (対象 計画時 1年後 2年後 3年後 目標値 (〇〇 作物. (△△ 年)  $(\Diamond \Diamond$ (〇〇 年) 作物·  $(\Box\Box$ (◇◇ 年) (00 (00 市町 その 都道 達成率 達成率 格、能力 畜種等 年) 年) 畜種等 年) 年) 年) 金 府県 村費 他 等) 名)② 名)① 費 ▼【野 ▼【野 菜】▼ 菜】▼ (低コ (労働 スト 時間削 化) ▼ ○○野菜 減) ▼ ○○野菜 事業実 10,000 9,800 9,000 栽培の生 集出荷 事業実 栽培の労 野菜 施地区 円/10 円/10 野菜 900 h 890 h 円/10 850 h 20% 施地区 働時間が 貯蔵施設 産コスト 協 (00) におい a (△ a (□  $\circ$ /10a /10a /10a が2%削 におい 20%削減 (·····) 年度) 年度) 年度) 減された て10 a された 野菜栽 当たり 培の生 労働時 産コス 間を削 トの削

- (注) 1 別紙様式1号の1の(2)のIに準じて作成すること。
  - 2 要綱別記1のIの第2の2の(2)のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
  - 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
  - 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
  - 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
  - 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

## 2 卸売市場等支援タイプ

								成果	目標 I						成果目標Ⅱ										(	都道府	f県名:		〇〇年	三度)	
市町村名	市場	事業施体	メニュ	類別	成果目 目 具な		:	事業実施	後の状況	ł		成果目標 の具体的 な実績	類別	1年的な カウは (二)		成の			(施設区 分、標 造、規模 等) 0 5 5 5 5 6 7 9 7 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			) (円)		完月 日	事実主の価	都原の価	備考				
		名			内容	計画時 (△△ 年)	1 年後 (□□ 年)	2年後 (◇◇ 年)	3年後 (○○ 年)	目標値 (〇〇 年)	達成率	な美額		内容	計画時 (△△ 年)	1 年後 (□□ 年)	2年後 (◇◇ 年)	3年後 (○○ 年)	目標値(〇〇年)	達成率	な美額		(円)	交付金	都道府県費	市町村費	その 他				
○○ 市	○市央売場	OO 市	品 重 衛 管 高 化 設 備 に の を 理 度 施 整 備	品・生理度 化	物度持低場率温面を 解保 売売低場率過	低温売 場面積 率 (△△ 年) △△%	場販売 率 (□□ 年)			低温売 場販売 率 (〇〇 年) 〇〇%	○%超過	低温売場 販塩売率場 低面積超 の した	物流 郊率 化	(知等) 物ス削 知る 制 知る かっこう できます かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう	物流コ スト (△△ 年)△ △千円	物流コ スト (□□ 年)□ □千円			物流コ スト (〇〇 年)〇 〇千円	190	物流コストが○% 削減され た	卸売場の 改良(鉄骨 造2階建) ()									

	都道府県平均達成率	0%	総合所見	
--	-----------	----	------	--

- (注) 1 別紙様式1号の1の(2)のⅡに準じて作成すること。
  - 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
  - 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
  - 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
  - 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

# 別紙様式6号(別記1のⅡ-1の第2の1の(6)及びⅡ-2の第2の1の(7)関係)

○○県(都道府)知事 殿

事業実施主体名 代表者氏名

## 強い農業づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

# 【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

## 1. 事業の導入及び取組の経過

## 2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標		における成果目標の達成率及び 未達成となった理由等	目標達成に向けた 取組
	達成率	未達成となった理由等	AVVIII

## 3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、別記1の第 3の 3の(1)に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

## 4. 改善方策

(別記1の第3の3の(1)に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

## 5. 改善計画を実施するための推進体制

				実施後の	状況			改善	計画	
整備事業	指標	目標	計画策定時	1年目	2年目	3年目	改善計 画策定	1年目	2年目	改善目標
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
基盤整備	作付面積等(ha)									
(注1)	作付率等(%)									
施設整備	利用量(t、kg等)									
(注2)	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率(%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び 「飼料基盤条件整備」のことをいう。
  - 2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
  - 3 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
  - 4 収支率は、収入/支出×100とする。
  - 5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
  - 6 地域提案にあっては、基盤整備又は施設整備のいずれかに準じて記入すること。

# 別紙様式6号の2 (別記2の第2の3並びに4関係)

○○県(都道府)知事 殿

事業実施主体名 代表者氏名

# 強い農業づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

# 1. 事業の導入及び取組の経過

# 2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度	における成果目標の達成率及び 未達成となった理由等	目標達成に向けた 取組
	達成率	未達成となった理由等	48/191

## (別紙様式7号)

〇〇年度(目標)

	〇〇年度	強い農業	づくり総合っ	支援交付金	シ 輸出拡え	大計画〔施	設名:	( ]	事業実施主	体:	)]							
(1) 輸出の拡大に	向けた戦略	(推進体制	:		(事務局:	))												
(2) 概要																		
主な輸出品目	想定国内	される R産地	<b>%</b> !	主な経由 空港・港 <sup>明確な場合はほ</sup>	明記	Ė	医な輸出先	国				※輸送	代表的 <sub>方法や会社名</sub>	は明確な場合に	ま明記。			
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組									輸出先国 への対応 (例:HAC		生基準等							
(3) 課題と対処方針	計について																	
項目				課	題								対 処	方 針				
(4) 輸出目標につい	ハて																(単位:トン	⁄、百万円〕
				うち軸	<b>俞</b> 出分					うち輔	出分					うち斬	<b>俞</b> 出分	
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	增加割台
〇〇年度(現状)																		

- (注) 1 本様式は、別記1の第3の1又は別記2の I の第2に定める実施計画書と併せて提出すること。
  - 2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
  - 3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(別紙様式7号)

○○年度 強い農業づくり総合支援交付金 輸出拡大計画 [施設名:○○農業用同組合]

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制:〇〇協議会(事務局:〇〇県))

〔データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記〕

検疫に対応した集出荷施設を整備し、併せてGAP認証取得にも取り組む。国内ではトップクラスの評価を受けており、海外からのニーズも高いことから、今回輸出に取り組むことにより、産地ブランドの 向上を図るとともに、日本のみかんとしてのブランドを確立する。

#### (2) 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記。	主な輸出先国		代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。				
みかん	AA県	〇〇空港	米国	A産地 → Cフーズ(国内の輸出業者) → Dフーズ <sup>※</sup> (米国) ※会社名は記入可能な範囲で記載					
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組	〇〇年 みかん〇〇ト			輸出先国の求める衛生基 準等への対応 (例:HACCP)	〇〇年度 JGAP認証取得予定				

#### (3) 課題と対処方針について

項目	課 題	対 処 方 針
検疫への対	検疫に対応した荷造りや梱包体制が整備されていない。	施設導入により、輸出先が求める条件をクリアする。

#### (4) 輸出目標について

(単位:トン、百万円)

	みかん		うち輸出分			うち輸出分							うち輸出分					
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合
〇〇年度(現状)	200	100	10		10													
〇〇年度(目標)			11	10.0%	11	10.0%												

- (注) 1 本様式は、別記1の第3の1又は別記2の I の第2に定める実施計画書と併せて提出すること。
  - 2「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
  - 3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

## 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(1)関係(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用))

再編利用計画書

## 1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区			
市町村名	∇∇市	事業費	総事業費〇〇千円 うち国費(〇〇千円)		OO年O月~ OO年O月			
主な整備内容								

## 2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

<u> </u>	<i>'</i>					
			現状値及	144.44		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 <u>(OO年産)</u>	2年後 (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:大豆)

·			現状値及			
		計画策定時	事業実施年 (OO年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

1 20 HH H : 49179611	\$\$\text{\$\tex{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$									
			現状値及	/## -#*						
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (〇〇年産)	備考				
〇〇地区	農家戸数(戸)									
	生産面積(a)									
	生産量(t)									

(対象品目:米(新規需要米以外))

			現状値及	/++ ++		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	<b>2年後</b> (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:その他品目)

3844 - COI			現状値及			
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針
- 例):JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の
- 高度化を図る。 例): 大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応 するため、調製ラインの増設を行う。

(2)穀類乾燥調製貯蔵施設等の租場

2) 寂舆取煨调袅	!貯蔵施設等のヨ	見状			
区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現行の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
•••					

(3)穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編後(事業実施2年後)の目標

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	再編後の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				

注:(2)及び(3)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

#### 4 再編利用のための事業計画

(1)複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

製類乾燥調製	事業内容							
貯蔵施設等	事業実施年 (〇〇年産)	1年後 (〇〇年産)	2年後 (〇〇年産)	備考				
CEO号機等	例)色彩選別機等を導入し高度化	-	-					
CE●号機等	例) 大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	-					
RC△号機等	-	例)一次乾燥施設として再整備し、CEO号の サテライト化	-					
個人乾燥機等	_	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止					

注: 事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

(2)事業実施年度における具体的な事業内容

穀類乾燥調製 貯蔵施設等	事業内容	事業費	備考
CEO号機等	例) 色彩選別機等を導入し高度化、3年後に担い手集団へ運営移譲を予定	色彩選別機等:〇百万円	
CE●号機等	例)大豆乾燥調製のために施設を汎用化	大豆乾燥調製施設:〇千万円	

注:事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合い、過剰な施設 整備とならないよう留意すること。

## 5 担い手への配慮

- 例)戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。 1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。 2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。

6 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133 <del>1</del>	

フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付す ること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

## 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(2)関係(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜・果樹、花き)の取組用))

## 再編利用計画書

## 1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	∇∇市	事業費	千円	事業年月	OO年O月~ OO年O月

## 2 対象作物の現状及び成果目標

対象品目:	)					
	_		玗	状値及び目標	値	
		現状 (〇〇年)	実施年	1年後 (OO年度)	2年後 (OO年度)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:	)					
	/		玗	見状値及び目標	値	
		現状 (OO年)	実施年	1年後 (OO年度)	2年後 (〇〇年度)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

(対象品目:	)					
			玗	見状値及び目標	値	144.44
		現状 (OO年)	実施年	1年後 (OO年度)	2年後 (OO年度)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	作付面積(a)					
	出荷量(t)					
	販売額(千円)					
	主な販売先					
	集出荷貯蔵施設数					
	農産物処理加工施設数					

- 3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1)集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針(再編による流通コストの低減の考え方を具体的に記載すること)

例):トマトの選果を1カ所に集約し、施設の利用率を向上させ、利用料金を下げることで選果コストの低減を図るとともに、最新の光センサー選 果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

例): 立地のよいA選果場の取扱品目を増加させ、産地の集荷を集約することで、集荷賃を下げて流通コストを低減するとともに、統一ブランド の確立により有利販売を達成する。また、これに伴い廃止する選果場を直売所にすることで、販売額の増加を図る。

(2)集出荷貯蔵施設等の事業実施現状

	<b>议守り争未大心坑仏</b>					
区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	⊦∡⊦ 00t	OOt (OOt)	0% (0%)	O円/kg	〇月~〇月	
〇〇選末場	人参 OOt	OOt (OOt)	0% (0%)	O円/kg	〇月~〇月	
●●選果場	メロン OOt	OOt (OOt)	○% (○%)	O円/kg	〇月~〇月	
△△選果場	⊦∡⊦ 00t	00t (00t)	0% (0%)	O円/kg	〇月~〇月	
選果場計	OOt	OOt (OOt)	0% (0%)		〇月~〇月	
個選(口地区)	トマト	OOt			〇月~〇月	

<sup>※</sup>処理量及び利用率は上段に直近年、下段()内に5年前の数値をそれぞれ記入する。

(3)集出荷貯蔵施設等の再編後(2年後)の目標

<u> </u>	,未由同 <b>们成</b> 他放守00行幅及\2一次/00日际						
	区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等
(	〇〇選果場	トマト OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
	●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
Ľ	●医术物	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
	選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月	

4 再編利用のための事業計画

十丁小門 リリノコマン / この	7				
集出荷貯蔵施	事	業内容			# * / Y # * ~ (* * 6*)
設等	事業実施年 (OO年)	1年後 (OO年)	<b>2年後</b> (OO年)	補助事業の内容等	備考(必要な手続き等)
〇〇選果場	例)処理能力の高いトマト選果機を 再整備	ı	ı	(〇〇年度)選果機:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
●●選果場	例)メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、〇〇選果場の人参選果機能を移動	例)新品目の導入や た栽培技術の均一((	選果データを活用し 比の取組等を実施	(〇〇年度)〇〇対応光センサー選果機 等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
△△選果場	-	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予 定

注:事業実施年度のみ取組を実施する計画は不可とする。

<u>၁</u>	ての他(都連府県和事が計画の番箕寺を行づに当たづて必要と9 る頃日)

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

#### 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(3)関係(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用))

再編利用計画書

Ħ	*	桂	報
悬	ÆΥ,	回	ΣIV

	事業実施主体名	○○茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名·市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区
--	---------	-----------------	------------	--------	-----	-----------

1 茶生産・加工の現状及び成果目標(現状、実施年、2年後)

			現状値及び目標値		
,		現状 (〇〇年)	実施年 (〇〇年)	2年後 (〇〇年)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

- 2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況
- (1)本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
  - 例):〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設について、施設の有効利用を図る観点から、荒茶加工機の一部だけを更新し、施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。
  - 例): △△地域内の荒茶加工施設〇箇所を品種毎に加工する等役割分担を図るため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を補修するとともに、□□茶生産組合が所有する荒茶加工施設を改修し、施設の効率化を図る。
  - 例): △△地域内にある複数の荒茶加工施設を1箇所に集約するため、〇〇茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を改修し、施設利用の 高度化を図る。
  - 例): △ △ 茶生産組合が所有する仕上茶加工施設について、乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、△ △ 地域内の荒茶加工施設からの原料調達を拡大することによって、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組み、△ △ 地域の産地ブランドカを高める。
- (2)本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	現状の施設における課題等
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)			
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)			
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)			
•••			

(3)本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

施設名	取扱数量(t)	販売額(千円)	再編利用後に期待される効果等
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)			
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)			
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)			

## 3 再編利用のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	事業費	備考
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)	例) 蒸機、粗揉機等を更新し、既存施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に 取り組む。	〇〇年度	蒸機、粗揉機等:〇百万円	
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)	例) 乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、消費者ニーズに即した 仕上加工に取り組む。	〇〇年度	乾燥機、選別火入れライン: 〇百万円	

4	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

## 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(4)関係(食肉等流通体制再編整備の取組用))

再編合理化計画書

1	基本	害報
	太本	ᆸᆂⅳ

事業実施主体名	都道府県名	市町村名	
施設の種類	畜種	事業年月	〇〇年〇月~ 〇〇年度〇月

#### 2 食肉等流通処理施設の現状及び目標

(1)本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

例 〇〇市内にある2箇所の処理施設を1箇所に集約するため、〇〇組合が所有する処理施設を廃止し、〇〇農協が所有す る処理施設に機能を集約することで、再編合理化を図る。

#### (2)本計画の対象となる施設の現状(現状 〇〇年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化の方針
計		-				

注1 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg 当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間稼働日数を記載すること。 家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

## (3)本計画の対象となる施設の再編合理化後の目標(目標 〇〇年度)

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	期待される効果等
計						

注)処理重量、処理能力、処理コスト及び利用日数の考え方は、(2)と同様。

## 3 再編合理化のための事業計画

施設名	事業名	事業内容	実施予定年度	予定事業費	備考
				千円	
				千円	
				千円	
計				千円	

4	その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)

注2 再編合理化の方針の欄には、当該施設の廃止、他施設との統合など、具体的な方針を記載すること。

<sup>※1</sup> 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。 ※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

## 再編合理化計画

#	-	ᆄ	±Γ
奉	本	侑	¥1

				竹棚日本化川岡			
<b>卜情報</b>		T					,
事業実施	<b>拖主体名</b>	者	ß道府県名·市町村名			地区名	
	昜の現状及び 対象となる地域		こついての基本的な方	<del>針</del>			
				]上を図ることで、国内産 工場、〇〇工場を廃止し			
2)本計画の対	対象となる地域	はの現状 (現状	〇〇年度)	,			
事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	施設における課題等
〇株式会社	〇〇工場	(13) 4)	(1.12)		(767	(17) 33 HH (27)	例)近年、生産者の高齢化 よる作業効率の減少に伴し 操業率が低下傾向。
△株式会社	△△工場						
□株式会社	□□工場						
計 (O工場)							
3)本計画の対	対象となる地域	成の再編合理化	後の目標 (目標 〇〇	年度)			
事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積 (ha)	収穫量(原料処理量) (トン)	操業率 (%)	製造コスト	再編合理化後の集荷計画
)〇株式会社	〇〇工場						
]□株式会社	□□工場						
計 (O工場)							
その他期待され	れる効果等						
	のための事業						
		的か重業内容					T
業実施年度	における具体 工場名	1	事業内容	実施(予定)年度	事	業費	備考
事業実施年度 事業者名	工場名	1	事業内容	実施(予定)年度	事	業費	備考
事業実施年度	工場名	1	事業内容	実施(予定)年度	事	業費	備考

3	. その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目)
L	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(5)関係(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用))

#### 再編合理化計画

#### 基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇工場	都道府県名·市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区	
---------	--------	------------	--------	-----	------	--

- 1 国内産いもでん粉工場の現状及び目標
- (1)本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例): △△地域内の○箇所の国内産いもでん粉工場について、品種毎に加工する等の役割分担を図るため、○○○○が所有する既存の国内産いもでん粉工場を廃棄し○箇所に再編統合する。また、地区内の集荷体制の見 直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産いもでん粉の生産コストを低減させる。

例):△△地域内にある複数の国内産いもでん粉工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

(2)本計画の対象となる地域の現状 (現状 〇〇年度)

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	施設における課題等
〇〇工場(〇〇生産組合)						例)近年、生産者の高齢化による集荷量の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△△△ (△△株式会社)						例)生産者の高齢化による離農から、約定を締結する生産者が減少。
□□□工場						
計(〇工場)						

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先		廃棄工場へ出荷され、	ていた原料用いもの集荷計画
〇工場 〇生産組合)								
□□工場□□組合)								
計 (〇工場)								
の他期待される	効果等			•				
業実施年度にお	の事業計画 にける具体的な事業		カ奈		宝恢(圣宁)在庄	車業典		/
編合理化のため 業実施年度によ 施設名		:内容 事業(	<b>内容</b>		実施(予定)年度	事業費		備考
業実施年度にお			内容		実施(予定)年度	事業費		備考
業実施年度にお 施設名 			内容			事業費		備考
業実施年度にた 施設名 			内容			事業費		備考
業実施年度にお 施設名 △△△ △△林式会社)	ける具体的な事業					事業費		備考

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

#### 別紙様式8号(別記1のⅡ-2の第2の6の(6)関係(乳業再編等整備の推進用))

## 再編合理化計画

#### 基本情報

事業実施主体名	0000	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区
---------	------	------------	--------	-----	------

#### 1 現状及び目標

#### (1)本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例): △△地域内の○箇所の乳業工場について、効率的な製造を図るため、○○○○が所有する既存の乳業工場を廃棄し○箇所に再編統合する。また、地域内の集送乳体制の見直しを行い、各工場の稼働率の向上を図る ことで、乳業の生産コストを低減させる。

例):△△地域内にある複数の乳業工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

例)△△地域内にある複数の貯乳施設を集約するため、○○施設を廃止し、○○施設を増設する。

#### (2)本計画の対象となる地域の現状 (現状 〇〇年度)

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	施設における課題等
〇〇工場 (〇〇生産組合)					例)近年、生乳生産量の減少に伴い、稼働率が低下傾向。
△△工場 (△△株式会社)					
□□□工場					
計(〇工場)					

施設名	生乳処理能力 (トン/日)	生乳処理量 (トン/日)	稼働率(%)	主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生乳の	)集荷計画
〇工場 〇〇生産組合)						
□□工場□□組合)						
計 (〇工場)						
の他期待される	効果等					
編合理化のため	かの事業計画 らける具体的な事業	中容				
	30日科内の日本	内谷				
施設名		事業	内容	実施(予定)年度	事業費	備考
施設名		事業	内容	実施(予定)年度	事業費	備考
施設名		事業	内容		事業費	備考
施設名	知事が計画の審査				事業費	備考

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

## 別紙様式9号(別記1のⅡ-2の第2の6関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長<sup>注2</sup> 殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画<sup>注3</sup>の提出状況の報告について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産 事務次官依命通知)別記1のII-2の第2の6の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係 る再編利用計画<sup>注3</sup>の提出状況について報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式8号を添付すること。
  - 2 北海道にあっては農林水産省農産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局長宛てとすること。
  - 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

## 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(1)関係(穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

## 1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	∇∇市	事業費	総事業費〇〇千 円 うち国費(〇〇千	事業年月	OO年O月~ OO年O月
主な整備内容	△△CE:乾燥機(○t×○基)、	色彩選別機(〇	t/h×O基)、貯i	蔵サイロ(Ot×	〇基)等、具体的に記載する。

## 2 対象作物の現状及び成果目標

(対象品目:麦類)

N <u>多四日·冬块</u>	多叫口·交换/							
			現状値及					
		計画策定時 (〇〇年産)	事業実施年 (〇〇年産)	1年後 (〇〇年産)	<b>2年後</b> (〇〇年産)	備考		
〇〇地区	農家戸数(戸)							
	生産面積(a)							
	生産量(t)							

(対象品目:大豆)

<u> </u>	./					
			現状値及	/44- 4v		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:新規需要米)

			現状値及	ш.т.		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	<b>2年後</b> (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:米(新規需要米以外))

			現状値及	/++- ++-		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	<b>2年後</b> (OO年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

(対象品目:その他品目)

			現状値及	/## -#*		
		計画策定時 (OO年産)	事業実施年 (OO年産)	1年後 (OO年産)	2年後 (〇〇年産)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)					
	生産面積(a)					
	生産量(t)					

注:本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の達成状況を記載する。

- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況
- (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針
- 例):JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の
- 高度化を図る。 例): 大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応 するため、調製ラインの増設を行う。

(2) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の事業実施前の概況

<u> </u>	引成心以守い手	未夫他削の悩み	<b>7</b> L		
区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	事業実施前の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
•••					

(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量(t)	仕様	利用率(%)	利用料金(円)	現状の機能分担、課題等
CEO号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
CE●号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
RC△号機等					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				
個人乾燥					
	麦類				
	大豆				
	新規需要米				
	米(新規需要米以外)				
	その他品目				

注:(2)及び(3)については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、取扱収量、利用率、利用 料金、機能分担、課題等を記載する。

## 4 再編利用のための事業計画

複数年度(3ヵ年等)に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製		事業内容		備考
貯蔵施設等	事業実施年	1年後	2年後	בי מו
CEO号機等	例)色彩選別機等を導入し高度化	-	-	
CE●号機等	例)大豆乾燥調製のために施設を汎用化	-	-	
RC△号機等		例)一次乾燥施設として再整備し、CEO 号のサテライト化	-	
個人乾燥機等	-	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	例) CEO号へ機能を移管し徐々に廃止	

注:事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

5	扣口	ハ手へ	の両	嘻

例)

6	その他(都道府県知事が計画取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目)

※「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること(添付資料は、公表資料のみでも可)。

# 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(2)関係(集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

# 1 基本情報

事業実施主体名	〇〇農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	∇∇市	事業費	千円	事業年月	〇〇年〇月~ 〇〇年〇月

## 2 対象作物の状況

(対象品目:

寸家品目:	)						
	_		現状値及び目標値				
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						-
	農産物処理加工施設数						

(対象品目: )

対 <u>象品目:</u>	)							
			現状値及び目標値					
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考	
〇〇地区	農家戸数(戸)							
	作付面積(a)							
	出荷量(t)							
	販売額(千円)							
	主な販売先							
	集出荷貯蔵施設数							
	農産物処理加工施設数							

(対象品目: )

N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	_		現状値及び目標値				
		計画策定時 (OO年)	現状値 (●●年)	目標値 (●●年)	目標値 (△△年)		備考
〇〇地区	農家戸数(戸)						
	作付面積(a)						
	出荷量(t)						
	販売額(千円)						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

#### 3 集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

# (1)集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例): トマトの選果を1カ所に集約し、選果コストの低減と有利販売を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

(2)集出荷貯蔵施設等の事業実施前の概況

- <u>/ 未田 門                                  </u>	以分分子未大心的少规》	,				
区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
〇〇選果場	トマト OOt	OOt	0%	O円/kg	○月~○月	
ひひと木物	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	○月∼○月	
●●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
△△選果場	トマト ○○t	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月	
選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月	
個選(口地区)	トマト	OOt			〇月~〇月	

(3)集出荷貯蔵施設等の現状

<u>/未田門別成心</u>	未山門則成肥政寺の犹依							
区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等		
〇〇選果場	トマト OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月			
●●選果場	メロン OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月			
	人参 OOt	OOt	0%	O円/kg	〇月~〇月			
選果場計	OOt	OOt	0%		〇月~〇月			

4 再編利用のための取組実績

1 3 4/10 1 37 13 05 7 00						
集出荷貯蔵施	Į.	事業内容				
設等	事業実施年 (OO年)	1年後 (OO年)	<b>2年後</b> (OO年)	補助事業の内容等	備考(必要な手続き等)	
	例)処理能力の高いトマト選果機 を再整備	ı	ı	(○○年度)選果機:○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定	
●●選果場		例)新品目の導入や選果データを活用した 栽培技術の均一化の取組等を実施		(〇〇年度)〇〇対応光センサー選果機等:〇〇百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定	
△△選果場	_	例)〇〇選果場にトマトを集約し、施設は 直売所として活用	-		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定	

注:1年後の報告の際は、2年後の欄には計画を記載する。

5 そ(	の他(都道府!	県知事が計画σ	)審査等を行う	に当たって必	要とする項目)
------	---------	---------	---------	--------	---------

※ 参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

## 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(3)関係(農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組用))

再編利用計画の取組状況報告書

基		

1 茶生産・加工の再編利用後の状況(計画策定時、現状、目標)

		計画策定時(〇〇年)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	備考
〇〇地区	農家戸数(戸)				
	栽培面積(a)				
	生産量(t)				
	販売額(千円)				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

農産物処理加工が)本計画の対象とな				

(2)本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等

	取扱数量(t)			取扱数量(t) 販売額(千円)					
施設名	計画策定時 (〇〇年度)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	計画策定時 (〇〇年度)	現状値 (〇〇年度)	目標値 (〇〇年度)	再編利用後の成果等		
荒茶加工施設 (OO茶生產組合)									
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)									
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)									

	再	再編利	用にお	ける	取組	実終
--	---	-----	-----	----	----	----

再編利用計画期間中における具体的な取組実績

ttr≣n. Ar		/# <del>**</del>				
施設名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
荒茶加工施設 (〇〇茶生産組合)	例)蒸機、粗揉機等を 更新		例)ボイラー(乾燥機の付 帯設備)のみを新品に交 換	-	ı	
荒茶加工施設 (△△茶生産組合)	-	-	-	例) 萎凋機を増設	-	
仕上茶加工施設 (□□茶生産組合)	例) 乾燥機の更新、選 別火入れラインの増設	-	-	-	-	

4	その他(都道府県	知事が取組状況の	D報告等を行うに当	たって必要とする項	頁目)		

## 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(4)関係(食肉等流通体制再編整備の取組用))

再編合理化計画の取組状況報告書

1	基本的	情報

事業実施主体名	都道府県名	市町村名	
施設の種類	畜種	事業年月	〇〇年〇月~ 〇〇年〇月

2 食肉等流通処理施設の再編合理化後の状況 (1)本計画の対象となる施設の再編合理化後の状況	

#### (2)再編合理化後の現状(〇〇年度)

		**************************************	12/				
	施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化により発揮された効果等
	計						
_	◇ 白 bn mulb =	101-4 -11 bo TO		WELL OF PURE STREET	bn TIII Ak 1 186		

注 食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。 鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg 当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。

家畜市場にあっては、処理数量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算 100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

## 3 再編合理化の取組実績

再編合理化計画に基づく具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
			千円	
			千円	
			千円	
計			千円	

4	その他(取組状況報告に必要な項目)

- ※1 参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。※2 欄が不足する場合は適宜追加すること。

# 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(5)関係(国内産糖工場再編合理化の推進用))

## 再編合理化計画の取組状況報告書

#	-	k#	+	г
奉	本'	百	¥	b

本情報			1					
事業実施	拖主体名 ————————————————————————————————————		都道府県:	名•市町村名			地区名	
	の再編合理化後の 象となる地域の再		状況(○○年度)					
7年日四07月	*となる記述の中		人加(〇〇千度)					
 事業者名	工場名	処理能力	作付(収穫)面積	収穫量(原料	料処理量)	 操業率	製造コスト	再編合理化後の集荷計画
		(トン/日)	(ha)		(トン)	(%)		
〇〇株式会社	〇〇工場							
	001-3							
□□株式会社	□□工場							
計 (O工場)								
<b>耳編合理化によ</b> り	り発揮された効果	等						
王烜 人冊 // / / -	ᇱᅶᄁᄧᄱᄜᆄ							
	おける取組実績 期間中における』	目体的な取組宝	绘					
事業者名	工場名	1	<sup>慢</sup> 事業内容	実施生	年度	事	業費	備考
〇株式会社	〇〇工場			004	午時			
の休式去社	〇〇工場			003	十段			
					-			
△株式会社	△△工場							
	1	1						
その他(取組状	況報告に必要な	項目)						

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、及び各工場の損益がわかる資料を添付すること。

## 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(5)関係(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用))

## 再編合理化計画の取組状況報告書

	촼
本'	

事業実施主体名 〇〇〇〇工場		都道府県名·市町村名		●●県▽▽市	地区名	△△地区		
	工場の再編合理化							
計画の対象とな	る地域の再編合理	化後の状況(〇〇	年度)					
施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先		廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷	<b></b>
)〇工場 〇〇生産組合)								
□□工場□□組合)								
計 (〇工場)								

2	再編合理	化における	取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇工場(〇〇生産組合)		〇〇年度		
△△△△ (△△株式会社)				

3	その他(取組状況報告に必要な項目)

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

## 別紙様式10号(別記1のⅡ-2の第2の6の(6)関係(乳業再編等整備の推進用))

# 再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

¥実施主体名 	業実施主体名の〇〇〇都道府県名・		府県名·市町村名 ●●県▽▽市		地区名	△△地区		
編合理化後の状								
計画の対象とな	る地域の再編合理	比後の状況 (OO	)年度)					
施設名	生乳処理能力	生乳処理量	稼働率(%)	主な製造品	В	ф.	棄工場へ出荷されていた生乳の集荷計画	
	(トン/日)	(トン/日)	修 <b>里</b> (%)	土は岩道前	i H	)発音	来上場へ山何されていた生乳の集何計画	
〇工場 〇〇生産組合)								
□□工場								
□□紅杏)		1						
計(〇工場)								
計(〇工場)	発揮された効果等							
計(〇工場)	発揮された効果等							

2	再編合理:	11	1-4-1	4 Z	田豆 幺日	中结
_	井編 5 坪	16.	டைகைப	<b>ノ</b> る	<b>ガメボH</b>	大相

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考			
〇〇工場(〇〇生産組合)		〇〇年度					
△△△△ (△△株式会社)							
その他(取組状況報告に必要な項目)							

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

 番
 号

 年
 月

 日

○○農政局長<sup>注2</sup> 殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画<sup>注3</sup>の取組状況報告書の提出状況の報告について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のII-2の第2の6の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画<sup>注3</sup>の取組状況報告書の提出状況について報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式10号を添付すること。
  - 2 北海道にあっては農林水産省農産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局長宛てとすること。
  - 3 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用(茶)の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

# 青果物流通の合理化に向けた総点検

~青果物の持続的な生産に向けて~

#### 目的

- ・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
- ・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・調製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。
- ・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した出荷規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実施していただくものです。

	【記載例】
1. 点検を行う品目	(例)にんじん

# 2. 現状の把握

2-① 現況の出荷規格

ľ	規格数 設定年		規格区分				
	(例)18区分	(例)H27年9月より改正	(例)等級、重さ、長さや荷作り方法により区分				

<sup>※</sup>規格表を添付すること

2-② 市場出荷 現況の出荷規格ごとの卸値と出荷量(卸値については年平均単価を記入)

	7, 2, -17							階級	(	6	階級	)	
			3L	2L		M	S	2S					
	A	kg単価											
	ζ	出荷量(t)											
	丸品	kg単価											
	火品	出荷量(t)											
	C k	kg単価											
等級	)	出荷量(t)											
(3等級)		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)											
		kg単価											
		出荷量(t)			<b>-</b>				<b></b>			<b></b>	<b>_</b>

- ※出荷規格が複数ある場合(契約取引除く)は、主に使用しているものを記入
- ※決算済の直近年の実績を記載

- 2-③ 現況の出荷関連作業の内容と労働力
- ※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業<u>(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)</u>が対象
- ※<u>平均的な規模の生産者</u>を目安として記載すること
- ◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)
  - □出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている
- □出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
- □その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

# 収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例)高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模: Oa

収穫作業:年〇日程度のピーク時は、〇人で対応(うち雇用△人)

1人1日あたり収穫に係る労働時間:○時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

▲温山、山井佐米の中京し兴度士

▼选別~□	出荷作業の内容と労働力 ニューニー	
	作業内容	労働力
生産者	(例1)個選のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 (例2)集落の生産者団体で共選のため、予備選別のみ行い集荷場へ持ち込む。	(例)生産規模: Oa(H29実績) 作業人数: O名/日(ピーク時)うち雇 用△名 作業時間: O時間/人・日(ピーク時) ※収穫と選別を一体的に行っており不 可分な場合は、こちらにまとめて記載す ること
選果場 (生産者団 体で行うも のも含む)	(例)選別以降の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。	(例)取扱量: Ot(H29実績) 作業人数: O名/日(ピーク時) 作業時間: のべ〇時間(稼働日数〇日)

## 2-4 現況の出荷資材

## ・出荷に利用する資材

(例1)全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残 りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。

(例2)大半(約98%程度)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用 し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

## ・出荷に係る費用(流通コスト)

(例)15~20

(幅を持たせても可) 円/kg

※決算済の直近年の実績を記載。

## 2-⑤ 契約取引等の実施の効果

項 目	内 容
契約取引の 出荷量・割合	出荷量: 割 合:
	(例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりど の社向けであっても同じで、1種類である。
市場の出荷規格 との違い	(例)A品の2L~Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。
市場の出荷形態と流 通コストとの違い	(例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで○円の コスト削減となっている。
直接取引と市場出荷 の作業内容の違い	(例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)○○向けのものは、○規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大幅な労働 時間の短縮につながっている。

# 3. 現状の検証

# 3-① 現在の実需者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

項 目	内 容
現行規格となっている背景	(例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。
市場・実需者から聞いている 現在のニーズ	(例)・当産地のものを市場を通じて購入している主な実需者からは、○○の規格については○○のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではと聞いている。
販売実績(単価・出荷量)	(例)・S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2S それぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。
現在のニーズと出荷規格の 整合性	(例)・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてこまでの細分化が本当に必要なのか疑問がある。

# 3-② 将来の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

将来的な 労働力の見通し (例)地域の農業従事者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。

作業内容	労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性
収 穫	(例)出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一斉に機械で収穫することも考える必要がある。
選 別	(例) 生産において最も作業時間を要している作業内容と思われる。個人選果で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選果場を整備しても、規格数を統合しラインを少なくする等、少人数での作業を可能にした形としたい。
調製	(例)個人で下端処理や根切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。
· 袋詰め (包装)	(例)袋詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を 検討したい。
出荷	(例) 規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが満載でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。
その他	

3-③ 流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

項目	見直しの可能性		
資材に関する点	(例) 規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを用意する必要がある。		
輸送効率に関する点	(例)規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は満杯に 乗らず積載効率が低下している。		
その他			

## 3-④労力軽減が実現できる販売方法等の検討

3 中分力性減が失端できる敗化力法等の検討					
項 目	見直しの可能性				
直接取引の拡大及び	(例)・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 ・直接取引先とは商談を進めているところで、さらにOt程度の拡大を行いたい。				
	(例)袋詰めは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケー ジセンターへの委託を検討。				

# 青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

1)	出荷関連作業の軽減に向けた行動内容			
	◇あてはまる内容にチェックをつけること	(複数回	答可)	
	出荷規格の統合・簡素化		簡素な出荷形態の	契約取引の拡大
	作業のアウトソーシング		その他(	)

(例1)○年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在○ある出荷規格を△に統合する。 (例2)○年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。

(例3)○年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、調製、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。

(例4)出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。 (例5)出荷販売区分を○○区分→○○区分に集約する。

## ②目標に向けた具体的な行動方針

(例)

※出荷規格を簡素化する場合

等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。

来年度までに〇〇市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評価を確認し、3年後から本格的に運用する。

全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は口%程度(H〇実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合

契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。この実需者とは現在、Ot、出荷量全体のO%程度の契約量であるが、これを△t(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

# ※アウトソーシングを行う場合

契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、○年度から収穫以降の作業を受託しているところ。

当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。 全体の〇%程度がこの作業受託の対象となるところ。

#### ※出荷販売区分の集約の場合

現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を集約し、大口取引の拡大につなげる。 来年度までには〇〇市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。 2年後には、テスト販売を開始し、3年後本格的に運用する。

このことより、予約相対取引の割合を〇〇%向上させ、出荷コストも〇〇%削減する予定。

(参考様式	2	무)
( > )   M = (	_	' '

○○ 殿

組織名	$\nabla$	1+:+	レク
ホHホルイコ	×	はがっ	$\wedge$

氏名(法人の場合は代表者名)

# みどりのチェックシート(農産)

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1の(※)に基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容に 該当しない場合は、□欄には/(斜線)を記入してください。	こついて、□欄に✔又は■を記入してください。
【化学合成農薬の使用量低減】	【化学肥料の使用量低減】
農薬の適正な使用保管	肥料の適正な保管
農薬の使用状況等の記録を保存	
病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備	
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	(堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断	[ 作物特性データに基づく施肥設計
― (発生予察情報の活用による防除等)	(簡易土壌診断、前作の収量等)
□ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除	
(物理防除・生物防除の活用等)	
【温室効果ガス・廃棄物排出削減】	【農作業安全】
電気・燃料の使用状況の記録を保存	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
	(定期メンテナンス、点検記録作成等)
温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入	□ 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、	(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、
農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	機械・器具の操作方法確認等)
廃棄物の削減や適正な処理	
(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	

- (注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。
- (※)には、収益力強化は「Ⅱ 1の第2の1の(30)」、産地合理化は「Ⅱ 2の第2の1の(22)」、みどりの食料システム戦略推進は「Ⅱ 3の第2の(25)」と記載してください。

1 <del>2</del> 2	44	$\neg$	-
(参考)	なまし マスト マスト マスト マスト マスト マスト しょう	2	写)

組織名	77	1+>+	1 47

年	月	Е

みどり	リのチェ	ックシー	- -	(畜産)
-----	------	------	-----	------

氏名(法人の場合は代表者名)

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1の(※)に基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

【取組への理解】	【畜産GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】
□ 持続可能な畜産物生産の実現に向けた取組について、学習用資料を用いて自己学習 している	□ 畜産GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している
【省エネ、環境法令への対応】	□ 家畜の観察を1日1回以上実施し、病気・怪我が発生していないか等を確認し、 毎日、記録している
	【作業安全】
□ 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気・排水等の排出等に際して、関連する環境法令 に応じた処分等により適切に対応する	□ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施している (定期メンテナンス、点検記録作成等)
□ 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している	□ 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善を行っている (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、 機械・器具の操作方法確認等)
9生産を取り組んでいる(委託生産を含む)場合は、下記の内容についても、□欄に✔又は■を記入してください。 当しない場合は、□欄には/(斜線)を記入してください。	和牛生産に取り組んでいる場合は、下記の内容についても、□欄に <b>√</b> 又は■を記入してください。 該当しない場合は、□欄には/(斜線)を記入してください。
【農薬、肥料】	【遺伝資源保護】
□ 農薬の適正な使用・保管を行っている	□ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を 遵守しており、事業申請時点から遡って2年以内に刑事処分、又は1年以内に
□ 農薬の使用状況等の記録を保存している	行政処分又は行政機関から改善指導等を受けていない
□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備している	

- (注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。
- (※)には、収益力強化は「Ⅱ 1の第2の1の(30)」、産地合理化は「Ⅱ 2の第2の1の(22)」、みどりの食料システム戦略推進は「Ⅱ 3の第2の(25)」と記載してください。